

2025-1-31 地域共生社会の在り方検討会議（第8回）

○武田室長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第8回「地域共生社会の在り方検討会議」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局から、本検討会議の取扱いについて御説明いたします。

本検討会議の議事については公開となっておりますが、会場での傍聴は報道機関の方のみとさせていただきます、その他の傍聴希望者向けにはYouTubeでライブ配信をしております。本検討会議では、これ以後の録音・録画を禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意のほど、お願いを申し上げます。

会場の報道関係の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

（カメラ退出）

○武田室長補佐 それでは、最初に、本日の構成員の皆様の出欠状況を御報告させていただきます。

尼野構成員、石田構成員、伊藤構成員、加藤構成員、上山構成員、栗田構成員、中野構成員、松田構成員がオンラインで御参加でございます。

楠木構成員は、本日は御欠席と伺っております。

また、奥田構成員は遅れての参加となります。

御出席の皆様におかれましては、御多忙の折、また、遅い時間に誠にありがとうございます。

また、議事に関連して参考人の皆様にも、本日は御出席いただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

まず、議題1「若者支援の取組」に関連いたしまして、認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事の谷口仁史様でございます。オンラインでの御参加になります。

続きまして、議題2「住民主体の興味関心から始まる地域づくりの取組」に関連いたしまして、滋賀県甲賀市地域共生社会推進課課長でいらっしゃいます、竜王真紀様でございます。

また、同じく滋賀県甲賀市長寿福祉課地域包括支援室係長でいらっしゃいます、中井浩喜様でございます。

最後に、事務局について、審議官の岡本は、公務のため遅れての出席とさせていただきますので、御了承いただければと存じます。

それでは、以降の進行につきましては、宮本座長をお願いいたします。

○宮本座長 それでは、始めてまいりたいと思います。

今日は、18時からという遅い時間のスタートでございます、今、お話のあったとおり、

にもかかわらず、議題は大変大事なテーマで山盛りであります。うっかりしていると、進行を効率的にしないと、どこかの放送局の記者会見みたくなくなってしまうということになると思いますので、私も禁欲して、あまり細かく要約をしたり、口を挟んだりするのはやめて、できるだけさっさと進めていきたいと思いますので、皆さんも進行に協力をしていただければと思います。

繰り返しなりますが、本日の議事は大変大事でありまして、1つは「若者支援の取組について」ということ。あわせて「地域包括ケアにおける地域づくりの取組、住民主体の興味関心から始まる地域づくりの取組について」ということになっております。

進め方ですけれども、まず、最初のテーマ「若者支援の取組について」について御議論をいただくということです。

それから、休憩を挟んで次のテーマ、地域包括ケアにおける地域づくりの取組等のテーマについて、御議論いただくことにしたいと思います。

それでは、まず、最初のテーマについて始めていきたいと思っておりますけれども、初めに、こども家庭庁のほうから、このテーマについての現在の取組状況について、御説明をいただいて、次いで事務局のほうから、これから御議論いただきたい点について、お話をいただくと、御説明いただくことにしたいと思います。

それでは、こども家庭庁のほうからよろしく願いいたします。

○源河審議官　こども家庭庁支援局の源河と申します。本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

資料1-1に基づきまして、こども家庭庁の取組を御説明させていただければと思います。

若者支援ということでお題をいただいておりますが、若者支援ではなく、児童だけの支援になっているものもございますが、資料として配らせていただいております。

まず、お開きいただきまして、2ページ目でございます。

御説明させていただくものの中には、法令に基づいてやっているもの、それから予算事業でやっているものがございます。

2ページ目は、こども家庭センターという令和4年の児童福祉法の改正で盛り込まれ、今年度から実施しているものでございます。こども家庭センターを設けることは、市町村の努力義務となっております。

こども家庭センターの趣旨は、妊産婦や子育て家庭を早期から支援して虐待の予防を図ることをございまして、今まで母子保健を担当していた子育て世代包括支援センターと、児童福祉を担当していた子ども家庭総合支援拠点の組織を一本化したような形になっております。

努力義務ではあるものの、令和8年度までに全市区町村に整備するために、運営の経費等を補助しており、令和6年5月の段階で設置率が50.3%となっております。

これは、母子保健の段階から、妊産婦の段階から気になる方を把握して、もう大丈夫な

方はリリースしていくのですけれども、そうでない方は出産した後も支援していくというものでございます。

おめくりいただきまして、3ページ目、今度は、子ども・若者育成支援推進法に基づく組織でございまして、子ども・若者支援地域協議会というネットワークと、それから子ども・若者総合相談センターというものがございます。

これは、どちらも設置は努力義務でございまして、自治体で設けているところは非常に少なく、協議会のほうが142か所、相談センターのほうが122か所となっております。

4ページは、予算事業で実施しております、困難に直面している学生等へのアウトリーチ支援事業でございまして。

この特色は、虐待や貧困等で、生活困窮に陥っていたり、心身の不調を来したり、様々な困難に直面している学生に対して、生活物資を届けるという形でつながって、それをきっかけに、相談や情報提供をするという形になっています。

幾つかの自治体で実施していただいておりますが、そもそも学生に到達する、把握するというのが難しく、大学にお願いしたり、あるいは児童養護施設にお願いして、児童養護施設の退所者にLINEでつながるなど、対象となる学生を把握するという形で行っております。

おめくりいただきまして、5ページは、若者対象の事業で、こども若者シェルターでございまして。

虐待等により家庭に居場所がないこども・若者であっても、18歳を超えてしまうと児相の管轄ではなくなってしまうので、年齢の関係で、一時保護や施設入所の対象外の子とか、あるいは一時保護や施設入所を望まない子などが利用できます。

実際にこのような取組を行っている民間シェルターは幾つかあるのですが、予算事業として利用されているところは、まだなく、今年度の事業実施件数は、ゼロ件でございまして。

自治体がなかなか取り組めない1つの原因としては、親権の問題等があるのだろうと聞いておりまして、こども家庭庁では、このシェルターに関するガイドラインを、今、準備しているところでございます。

6ページは、法令に基づく事業でございまして、令和6年4月から始まっている社会的養護自立支援拠点事業でございまして。

これは、まさに社会的養護の経験者、措置を解除された方とか、虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった方等を対象にしております。

内容といたしましては、相互に交流すること、あるいはこの場で情報提供や相談支援を行うこと、関係機関への連絡調整を行うことをメインにしておりますが、地域の状況等に応じて、一時避難的な居場所の確保というのを行っていただいているところでございます。

これは、令和6年10月1日現在で、54自治体の56か所で今やっております。

続きまして、7ページでございまして。

7ページは、主に、また児童の事業になって、児童福祉法上、児童は18歳未満になっておりまして、一応児童とついていないものはこどもとなっていて、こどもは、特に年齢を区切っているわけではございませんので、ほかの世代でも可能になっております。念頭に置いておりますのは、18歳未満のこどもでございます。

特に、貧困家庭のお子さんを念頭に置いた事業になっておりまして、ただ、貧困家庭のお子さんをピンポイントで見つけるのは難しいので、まずは、居場所として、食事を提供したり、いろいろな体験をしていただいたり、そこで物品を提供したり、誰でも来られるように間口を広くしながら、支援が必要なこどもを市町村だったり、学校だったり、必要などところにつなぐという取組になっております。

続きまして、8ページ、9ページは、こどもの居場所づくりの関係でございます。

これもこどもと申しておりますが、年齢を限っているわけではございませんので、こども・若者の居場所づくりの観点から取り組んでいる事業でございます。

おめぐりいただきまして「こどもの居場所づくりコーディネーターの配置支援事業」というのも行っております。

最後になりますが、10ページが「こどもの悩みを受け止める場の実態把握・広報事業」でございまして、これは、こどもがいろいろな悩みを抱えていながら、なかなか相談できないという状況がございます。

こどもに意見を聞きますと、どう相談していいか分からないとか、なかなか相談はハードルが高いというのがありまして、こどもがどのようにしたら相談できるのか、どのような形にしたらいいかというのを実態把握・調査するというものでございます。

今、こども家庭庁では、大臣を筆頭にこどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチームというのを発足しておりまして、いろいろな方の御意見を聞きながら、また、庁内でも若手を中心に職員を集めまして、どのようにしたらこどもが相談しやすいかというのを検討しているところでございます。

事業としては、このようになりますが、若者対策は非常に重要であると思いながらも、所感として感じるところといたしましては、児童福祉法ですと18歳未満が児童になっておりますので、法律に基づく事業としては年齢が決まってしまうこと、それから、対象を把握するのが非常に難しいと感じております。

中学校段階ですと、自治体の範囲内ですが、高校になると市外に出ることも多くなり、高校を卒業すると県外に行ってしまうので、自治体の方にお話を聞きましても、若者という対象を把握するのが非常に難しいという声を聞いております。

また、もう一つ聞く声として、いかにも支援してあげるのではなく、フラットな関係でうまく関係を築きながら、相談に入るのが重要と言われておりまして、その辺りも非常に若者対策が難しい点なのかなと感じております。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

○宮本座長 どうもありがとうございました。

では、次に、事務局のほうから、この議題に関して、本日御議論いただきたい点について、お話をいただきたいと思います。

○南室長 事務局でございます。資料1-2のほうでございます。

本日御議論いただきたい事項といたしまして、今、御説明いただきました、こども家庭庁の取組でありますとか、これまでの検討会でも若者支援に関する御意見が出ているところでございます。

そういったことを踏まえまして、以下の点について御議論いただきたいということで、若者支援の現状を踏まえた今後の取組の方向性、それから、特にということで、今、少しお話もありましたが、困難を抱えている若者の早期把握・支援、それから、こども期から支援が途切れない、こういった取組の必要性、取組についてどう考えるかということで、御意見をいただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○宮本座長 ありがとうございます。

これから、構成員の皆さんから御意見、御発言をいただきたいと思いますが、まず、先ほども御紹介いただいたところですが、若者支援に取り組んでおられる関係者の中から、今日は議論の冒頭、厚労省の生活困窮者自立支援制度人材養成研修で委員をさせていただいて、また、困難を抱えるこどもや若者の支援に長く取り組んでおられているお立場ということで、谷口参考人から20分程度、その後、朝比奈構成員から7分程度でお話をいただきたいと思います。

それを踏まえて、構成員の皆様は御議論いただきたいと思います。

それでは、最初に谷口参考人のほうからお願いいたします。

○谷口参考人 皆さん、こんばんは。

スチューデント・サポート・フェイスの谷口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

テーマに沿ってパワーポイントの画面のほうをかいつまみ、御説明をさせていただきます。

まず、私どもの課題認識は、世界で最も深刻な状況にある孤独、そして、孤立に係る問題として、コロナ禍、さらには昨日も発表がありましたが、過去最多を更新した小・中・高の自殺者数に示唆される極めて危機的な、この現実を変えることにあります。

今、御覧いただいているように、長期にわたって孤立をして、一家心中を繰り返されていた、この御家庭、さらに連日寄せられる、これらの悲痛なSOSのメールが示唆するように、コロナ禍で孤独・孤立に係る問題は、その深刻さを増したと、スピードも増したとって過言ではないかと思っております。

こういった現状を鑑みれば、当事者が相談に来ることを待つ消極的な姿勢では、命すら守れない、こういった現実が広がっていると感じております。

こういった観点から、私どもでは、アウトリーチを基軸に、社会的孤立に係る相談サー

ビスのワンストップ化を進めています。子ども・若者育成支援推進法に係るセンター及び指定支援機関、当該法の改正により推進されているヤングケアラーに関する窓口、若年無業者の職業的な自立を支援する地域若者サポートステーション、ひきこもり地域支援センター、そして、生活困窮者自立支援事業に係る取組、私どものNPOが受皿となることで一元化を図って、統合的に運営することで、当事者、若者にとってみれば、あそこに行けば何とかかなるよと、そう言ってもらえるような窓口運営に努めているところでもあります。

なぜ、こういった役割を担うようになったのかというのは言うまでもなく、このアウトリーチの取組にあります。

(動画上映)

○谷口参考人 今、御覧いただいたような、このアウトリーチの取組、特に専門性だけではなくて、NPOならではの柔軟性、機動性、これを生かしたアウトリーチの相談ニーズは極めて高く、昨年度は過去最多の8万7000件超の相談対応を行ったところでもあります。

紹介元の7割が、行政機関、専門機関が占めることから御推察いただけると思いますが、従来のカウンセリングベースのみでの対応の限界、これを補う役割を担っているわけでもあります。

2,400名を対象に行った実態調査の一部を御覧いただいておりますが、対人関係の問題、依存行動、精神疾患、発達障害等、本人が抱える困難に加えて、家族支援の重要性、これが浮き彫りとなっています。

貧困、虐待、DV、ギャンブル依存、保護者の精神疾患、ヤングケアラーにかかるような過度の介護負担等、生育環境に課題を抱える当事者も63.7%と割合が高く、84.7%が相談受付時に複数領域での困難を多重に抱えており、従来の専門、分化した縦割りの対応の限界、これは明らかと言えます。

どのように、こういった公的支援の限界、突破を図っているのかという点、3点、体制面で御紹介をします。

まず、1点目は多職種連携を前提としたことにあります。私どもの組織には、御覧いただいているような国家資格を中心に29種もの有資格者が在籍し、けんけんごうごうチームで議論することができる環境を整えることによって、複合化した問題に対するアセスメント精度の向上、支援力の強化を図っています。

2点目は、関係性構築のための工夫であります。価値観は多様化し、急速に変化を遂げる時代であります。世代間のギャップが関係性を構築する際の障壁になる場合も少なくありません。

そこで、そのギャップが生じにくいお兄さん、お姉さん世代、斜めの関係性を生かした支援といった観点も重要であります。大学生から始まる人材育成の仕組みと連動させることで、20代から70代各世代の支援員を雇用し、支援介入困難度に合わせて、世代的条件も加味したマッチングができるようにしているということでもあります。

3点目は、言うまでもなく、ネットワークの重視であります。

そのためにも、まずは関係性の構築、時間をかけて閉ざした心を開いてもらうための価値観のチャンネル合わせというプロセスが重要になるわけであります。

入り口は、専門性はもとより、関わる姿勢と我々は呼んでおりますが、本人が好きだと言っているものを我々も好きだと言える状況をつくる、オンラインゲームに依存しているのであれば、オンラインゲームを共有することから始める、こういった手段も必要ということであります。

要は価値観、感覚レベルまで徹底的に本人理解を図った上でアクセスをしていく必要があるということであります。

その一方で、自立を阻む要因にもなり得る極端な依存を生まないためには、小集団、集団活動へと段階的に移行する必要がありますし、また、ストレス耐性の脆弱性という観点からは、まずは興味関心から始めて、実用的なプログラムに組み替えていく、そういったクロス的な発想も必要となります。

また、家族支援のフローという点、かいつまみますと、まずは、こういったSOSを出せない家族にどのような支援導入を図るのかという点でありますが、やはり、まずは挙がっている生活の困りごと、このケースで言えば唯一挙がっているのがこどもの不登校からの脱却、この共通目的に向かうプロセスで関係性を構築していくしかありません。

こどもへの関わりといったところで、親御さんの信頼をしっかりと得ることによって、まずは支援の導入の基盤をつくっていくわけであります。

その後のプロセスというところではいきますと、母親の自傷行為及び依存症に対する心理教育、そこからの精神科へのつなぎ、債務整理による家の差し押さへの回避、家計改善支援及び制度活用による学費や生活費の確保、発覚した性的虐待に関しては、児童相談所と関係機関との連携による支援、虐待によるトラウマケアと適応支援、離婚調停、その後、引っ越し、転居先での就職支援、警察との連携による加害者側の父親の暴力団からの離脱支援、矯正支援、職親制度を活用した転職支援等、虐待の連鎖を断つためには、1つの家庭でもこれだけ多くの支援を包括的に展開する必要がある場合も少なくないということであります。

このプロセスで確実に対人関係、メンタルヘルス、ストレス耐性、思考、環境にしっかりと改善、影響を与えて、自立へとプロセスを進めていくわけでありますが、お気づきのとおり、その支援プロセスというのは一人一人の所属する環境によっても大きく異なるということであります。

つまりは、対象者の数だけそのプロセスはあると言っても過言ではありません。となると、やはり従来の既存の制度だけでは対応が難しいということになります。

そこで、我々は法制度ごとにばらばらで実施されていた各種協議会等の研修会、ケース会議、こういったものをアウトリーチ機能、実働部隊を持っている我々がハブ機能を果たすことによって、縦割りを突破する形で、合同で実施できるようにしています。

この枠組みを活用して実施をしているのが、創造型の取組であります。こういったシン

ポジウムを開催する際には、我々が行動宣言を行って、関係団体とともに民間側の取組として実現をしていきます。

御覧のプロジェクトに関しても、シンポジウムで議論した内容を基に、私が行動宣言をして関係機関に呼びかけ、呼応してくれた御覧のような団体とともに、ガバメントクラウドファンディングを活用したこどもの居場所支援の基金の創設、これから立ち上がろうとしている、そういったこども食堂と居場所づくり活動、資金面、ノウハウ面、両面からのバックアップを行っています。

入学応援給付金との企業と連携した支給であるとか、フードバンク、こども宅食応援団と連携した食料支援、これは県の委託であります、居場所と企業、地域をつなげるマッチング交流会、円卓会議、勉強会、交流会の開催、さらにはネットワークの構成、こういったものを多く実施しました。

また、これは、弁護士会有志と協働で新しいNPO法人を立ち上げて、いわゆるこどもシェルターを開設しました。

また、フードバンクの立ち上げに関しても、運営、創設にも役員を派遣する形でバックアップを行って、各地のフードバンクが連携を行えるような、フードバンク活動ネットワークに関しても協働で食糧保管庫を確保するなど、スケールメリットを確保して、間接コストの軽減、支援効果の最大化を実現しています。

地域の社会福祉協議会との連携協定に基づくひきこもり支援の拡充であるとか、佐賀県はNPO等を誘致するという政策を展開されていますが、その誘致で入ってきた、こども宅食応援団からの依頼によって、アドバイザー契約を結んで、ともにこども宅食を展開し、特定妊婦等の見守りが必要な家庭には、パイロット事業として赤ちゃん宅食、おむつや食料品を届ける新規プロジェクトを共同で実施しています。

また、先月も御覧の団体に呼びかけて、居住支援、車やスマホの貸出しを伴う、包括的な若者支援、就労支援の枠組みを立ち上げたところであります。

地域の人材不足、人手不足、コロナ禍で疲弊した地域商店街との連携という観点では、リビングマルシェを実施しているところであります。年々その参加者も増えてきている。

障害者支援団体との協働による仕事起こしという意味では、ひきこもり当事者のお土産品の開発、これを商品化して観光協会が買い上げてくださると、こういった取組も新しく生まれているところであります。

こういった民間の取組が生まれる背景には、当然、佐賀県、佐賀市行政の協働、NPOの志を受け止める、そういった姿勢というところが重要になってきます。

平成18年には、我々の家庭教師方式のアウトリーチを施策化いただきまして、パソコンを通じた学習と我々の訪問支援をセットにすると、学校の出席扱いになる、全国初の完全不登校対策が当初立ち上がりました。

これが高校にも波及しまして、小中高全ての公立学校300校に、我々の相談員が学校訪問し、既存の相談員が対応できない家庭から支えなくてはいけない、そういったケースに関

しては、我々がアウトリーチをする、全国初の包括的訪問支援事業が展開されており、年々、学校のニーズも高くなっているということでもあります。

また、就労支援においては、ハローワーク特区事業を佐賀県は取られましたが、国、県、NPOの三者協定を結ぶことによって、1回の手続で双方の支援を受けられるように手続負担の軽減を図りました。

平成25年度行政改革推進会議、秋のレビューによって、実は、様々な手続業務というのが負担として大きくなっています。サポステで支援を受けるためには、こういった自分の欠点を含めた申請書を書いて、それをハローワークに提出して、ハローワークで、その他の施策とかぶっていないことを証明した上で、サポートステーションに来ると、登録ができると、こういったことを若者がやるかという問題が出てくるわけでもあります。

もちろん、これは、今、廃止をいただいたところではありますが、生活困窮者自立支援事業もこれだけ多くの様々な個人情報を取り扱う、そういったものを関係機関と共有する、ここに同意署名、なかなかやることができない、今、支援会議を立ち上げていただいています、こういった点についてもしっかりと代替案を出していく。

こういった点では、佐賀では一括同意方式といって、我々が受託運営をする関連17事業の利用申込書兼個人情報に関する取扱同意書を統一化しまして、この1枚を書いてもらうことによって、17事業全てをフリーパスで、まずは導入を図ることができる、国、県、市の御協力のもと実現をした全国初の取組であります。

さらに、相談記録システムも各分野縦割りで、価格競争入札で開発されるものですから、どうしても互換性もない、安全性も低いものが出来上がってくる。そこで、精神医療分野の電子カルテシェアナンバーワンのレスコさんと協定を結ぶことによって、共同で実は開発をしています。

包括的に各分野の相談記録システムを統合できる、そういったシステムの開発にも取り組んでいるところであります。

まとめますが、一つ一つは小さな相談窓口でも、まとめることによってスケールメリットが、そこに多職種のチーム、強力な解決能力を持ったアウトリーチ機能を付加することができ、PDCAサイクル、実践の中で回す、その中で、自治体レベルで様々な事業が起こってくる。実は、ここに掲げている事業は全国初か、県内初、要は、それだけ社会的孤立を対象としたアウトリーチの中で見えるエビデンスでつくっていく制度というのが、機能しているということでもあります。

政策効果と経済効果も3年間で9億5000万の税収効果につながったといったことも、試算として出ているところであります。

時間が来てしまいましたので、残りの課題については、お手元の資料に代えさせていただきます。

以上です。

○宮本座長 谷口参考人、本当にどうもありがとうございました。

続いて、朝比奈構成員のほうからお話をいただければと思います。

○朝比奈構成員 朝比奈です。発言の時間をいただいております。

お手元の「若者支援をめぐる」という資料を使いながら、お話をさせていただきます。

私自身は、現在、生活困窮者自立相談支援をはじめとした事業、それから、重層的支援体制整備事業に関わる3つの事業の取りまとめ役として働いております。

前身は、千葉県の中核センター事業なのですが、その時代に若者年代の大変な困難に立ち会うことになりまして、10年ぐらい前から民間レベルなのですが「いちかわ・うらやす若者サポートプロジェクト678」ということで、関係機関と協力しながら高校に働きかける取組をしてきております。

その多少の成果とっていいのか、スライドの3枚目を見ていただくとおり、私どもの生活困窮の事業では、20代、30代の相談が多くなっているところと、次のスライドを見ていただいて「がじゅまる+」でも10代から30代の方からの相談が合わせて4割近くという数字になっています。

その一時生活支援事業は、7割が10代から30代までの利用ということと、一方、若者の住まい支援をしているNPO団体が市内にありますので、そちらとの連携も非常に多くなっています。

次のスライドに行きます。

「がじゅまる+」とそらの事業を通じて、たくさんの若者たちに出会ってきました。多くは深刻な孤立の状態に置かれていて、彼らの語りは、私自身の心にも深く刻まれています。彼らの語りを御覧いただければと思います。

次のスライドをお願いいたします。

こども・若者の貧困や孤立、大人社会への不信は大変深刻で、身寄り問題と同様に、家族を含み資産としてきた我が国の社会保障制度のツケとも言えるのではないかと考えています。

こどもたち、若者たちにとって「死にたい」は挨拶代わりに、「ありがとうございます」は、ときに、もう関わらないでほしいという意味でもあります。彼らの世界を理解しなければ、大人たちがしようとしていることもかみ合いません。

支援者の家族観やジェンダーのバイアスが、相談窓口から若者たちを遠ざけています。大人として、支援者として自分が持っている偏見や力について、どれだけ自覚的であることができるのか、待つ、立ち会う、一緒に考える、まさに生活モデルのアプローチが求められていると思います。

次のスライドをお願いいたします。

ヤングケアラーのこどもたち、若者たちからも多くを学びました。家族が助け合うのは当然で尊いものだという社会の意識があり、彼らもその中で身についた自らの感覚に縛られています。

家族や関係機関から当てにされる一方で、自分たちが誰かを頼って助けてもらえた経験

が少なく、自分が助けてもらえる存在だと思っていません。

健康な家族の生活を知らずに、自分の生活が特別だと気づくのが遅れ、友達の家族や生活がうらやましいと思うほど、自分の家族や生活のことを話せなくなります。

家族のために自分を犠牲にして、その役割から下りられなくなり、退学や不安定雇用を余儀なくされて、所属を失い、孤立していきます。

次のスライドをお願いいたします。

家族に負荷をかけて追い詰めている制度や、専門職の意識、社会の慣行など、社会の側の問題を捉え直していく必要があります。

合法的な家出の場所や、学校でも家庭でもないサードプレイス、安心して自分の話がでる関係など、こども自身が利用できる社会資源が圧倒的に不足しています。

ヤングケアラーの問題は、社会的な支援が不足しているこどもたちが置かれた現状を象徴的に表しているため、ケアの問題だけを切り取るのではなく、全体として捉える必要があります。

次のスライドをお願いいたします。

困窮者支援のフォーマットが、若年層を意識したものになっているかを検証する必要があります。相談機関での相談を経験した様々な当事者の声もあります。

最終ページに、厚生労働省の補助事業で実施されている、「ネットの居場所ポータルサイト～「死にたい」のトリセツ～について」を御紹介していますので、そちらも御覧いただければと思います。

現状は、福祉は風俗や犯罪組織、危ない知人に対抗できていません。彼らはぎりぎりの状態で、やっとSOSを発信してくれるので、住まいや仕事、食事など、今すぐの支援を提供し、それをきっかけに社会的な支援につなげることが必要です。

暴力被害や排除などの逆境経験を抱えた人たちは多くいます。何らかのトラウマを抱えた人は6割に上るという説明もあります。もちろん、専門的な医療や心理的なケアは重要ですが、それが全てではありません。人から傷つけられた過去があるからこそ、配慮された環境での人との関わりの中での回復が必要で、トラウマ・インフォームド・ケアの考え方は、地域共生社会の理念と親和性が高いと思います。

若者たちへの支援のスペンは、より長くなります。福祉的支援だけで抱え続けるのではなく、地域社会全体でその人のモラトリアムを支えるという考え方や姿勢が必要です。

支援体制も柔軟にバリエーションを創造していく必要があります。当事者の立場に近い支援の人材確保や、SNSを含めたツールの活用、法律や財源の裏づけがない中で工夫を凝らしてきた民間支援団体とのネットワークも必要です。

若者は、市町村域を超えてどんどん動いていきます。全国、都道府県、市町村の関係者が相互に重なり合う仕組みが必要です。

まとめになります。

就労支援を軸とした若者支援策には限界があります。若者たちの困難は過去、現在、未

来の貧困や孤立の問題と深く関わっており、はざまではなく、生活困窮分野のど真ん中のテーマであると思います。

こども基本法の対象は「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢の区切りは置かれていません。児童福祉法の改正で、社会的養護のアフターケアの年齢制限が撤廃されました。こどもの分野が精一杯18歳を超えた年齢の人たちに手を伸ばそうとしていますが、どこまでこどもという枠で追いかけるのがよいのかという問題もあります。

生活困窮をはじめとした大人の施策が、10代後半以降の年代まで手を伸ばし、相互に重なり合う必要があります。

生活の基盤が脆弱であるからこそ、ネットのつながりを頼ってどんどん居所を変える若者たちが多くいます。市町村の枠組みを超えて、よりそいホットラインや若者向けSNS相談等、都道府県レベルでの困難女性支援や、妊娠SOS等の活動、市町村窓口や地域の支援団体との連携が求められています。

これまで、学習支援やこども食堂の活動の中で見守られてきたこどもたちが、若者年代になり、活動の担い手たちが若者支援にも目を向け始めています。新しいアクターがどんどん登場していますので、私たちも視野を広げていく必要があると思います。

私からは以上です。

○宮本座長 朝比奈構成員、本当にありがとうございました。

それでは、議論に入ってまいりたいと思います。

事務局からアナウンスがあったとおり、挙手制で手を挙げていただくということで、まず、会場から手を挙げていただいて、その後、オンラインで御参加の皆様も、サインなどを挙げていただければ、こちらで指名をさせていただきたいと思います。

それぞれ最大5分、できれば3分程度で、お話をおまとめいただけるとありがたいと思います。

また、議論の中身は、今、いろいろ豊富な御経験や事業の紹介がありましたので、皆さん、自由にお話をいただければと思いますけれども、事務局から提示のあった論点も触れていただければありがたいということです。

それでは、いかがでしょうか。

大丈夫ですか、恐らく今日は、皆さん、ここにいらっしゃる前に一仕事、二仕事、三仕事ぐらいされてきたのではないかと思いますけれども、お疲れではないかと思います。でも、非常に刺激的なプレゼンテーションもいただいております。いかがでしょうか。

勝部構成員、よろしくお願ひします。

○勝部構成員 御報告ありがとうございます。谷口参考人も久しぶりです。ありがとうございました。

先ほどのこども家庭庁のお話の中で、多様な居場所をいろいろ幾重にも重ねて、いろいろなパターンをつくられているけれども、結局、当該の対象者になかなか巡り会えないとか、つながらないとか、把握が難しいというお話があったと思うのですけれども、ひきこ

もりの人たちは、我々が、今、出会っている人たちは不登校からつながっている人たちと
かもかなり多くて、そもそもそういう人たちが、こういう場所に出て来られるのかどうな
のか、みたいなどころも非常に課題があるということで、私たちでは、今、学校と福祉の
連携を始めています。

やはり、学校の段階で全件把握されているところで、気になる御家庭というのが、その
後、やはりいろいろなリスクや課題を抱えつつ生活をして、困窮の問題もあれば、家庭内
のいろいろなヤングケアラーの問題もあったりというところがあるのですけれども、朝比
奈構成員と谷口参考人のほうに、それぞれ学校と福祉の連携で何か把握のところで工夫さ
れていることがありましたら、ぜひお知らせをいただきたいというのが1点。

それから、重層的支援体制整備事業の中で、アウトリーチという言葉が出たことで、各
地で、今、アウトリーチをどうしていいかわからない人たちがすごく増えていて、ひきこ
もっている人たちのところに、やはり何回も行ったほうがいいのかないかなということで、1日
3回行ったとか、件数を行政から指示されるので、できるだけたくさん行かないといけな
いと思って動いています、みたいなお話も、各自治体で相談者が悩みながら言っている面
もあるのですけれども、アウトリーチそのものの、谷口参考人は特にアウトリーチのとこ
ろでいろいろと工夫をされたり、アセスメントのこととも言われていると思うのですけれ
ども、そうやって関わった人たちの、今までのひきこもっている人たちの6割ぐらいは、
もう既に誰かと接触して、それで、もう二度と関わりたくないと思ったということは、そ
のアウトリーチのやり方を間違ったら、本当につながらなくなってしまうということもあ
るかなと思いますので、その辺で、これから全国にこういう取組が広がっていくために、
何かアドバイスとか、大切な点がありましたら教えていただきたいと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。

大きく2点ですね。最初に学校と福祉、言わば学福連携について、それから、2番目に
アウトリーチの方法、下手すると、それが逆に当事者を遠ざけてしまう。私のほうから、
あまり口を挟まないと言いつつ、ついつい衝動的に、アウトリーチに関して、SNSとかネッ
トの使い方、これは、朝比奈構成員のほうから、逆にこれで傷ついてしまう若者が多いと
いう話がありましたが、何とか我々もこれを使いこなさなければいけないということで、
SNS、ネットとアウトリーチについても、何か一言いただければと思いますが、では、会場
のほうで朝比奈構成員、お願いします。

○朝比奈構成員 御質問ありがとうございます。

まず、学校との連携についてです。私の資料の11ページ、12ページで御案内をさせてい
ただいておりますが「いちかわ・うらやす若者サポートプロジェクト678」というのは、高
校生の年代です。圏域内、市川、浦安で県立高校が7校あります。中に、学力底辺校と言
われる学校も複数ありまして、そうした学校に関係者で協力しながらアプローチしている
ということが続けています。

そうすると、学校をドロップアウトしそうになったときにつながってきたり、それから、

家庭からお金が徴収できない、書類が出てこない、保護者と連絡が取れないといった困難を抱える家庭についての情報が寄せられて、それを学校と一緒に、まず、親御さんに声をかける前に、個人情報伏せの形で、どういうアプローチが可能かということを検討いたしました。もちろん行政とも連携しながらですけれども、働きかけをしています。

この学校の中での居場所事業の取組も始まっています。市川工業高校の定時制で、昨日もカフェの当日だったのですけれども、居場所カフェということで開催しています。ただ、ここで相談を受けるというかたちにはしていなくて、顔見知りになったこどもについて後々先生からつながってくる。

先ほどこども家庭庁の方のお話もありましたが、ずっと食料支援を続けていた御家庭を、4年かけてやっと生活保護の申請につなげたというぐらい、やはり時間はかかるかなと思っています。

あと、SNSについてですけれども、若者と関わる中で、つながった後にSNSで連絡を取り合うのは非常に有効だなと思っています。

既読がつけば安否が確認できますし、今は返事がしたくないのだなという反応も見てとることができます。

ただ、一方で闇のような世界にどうやって打って出るかというところについては、国のレベルで様々な取組が行われていて、そちらの取組を注視、ネットパトロールですとか、それからSNSの相談、これは高校もそうなのですけれども、必ず地域を超えますので、この相談は対象になりませんということを絶対に言わないと、支援者がつながるということを高校連携についても徹底していく必要があるかなと思います。

私からは以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

谷口参考人、いかがでしょうか。

○谷口参考人 まず、学校との連携というところではいきますと、やはり連携は負担を伴いますから、その負担を超えるメリットをどれだけ学校側に提示できるかというところが、成功の秘訣になってくると思います。

我々は、全小中高、公立学校との連携、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが対応できないケースを我々が引き受けることになっていますが、そこで先生方が何をメリットと感じていらっしゃるか、やはり家庭への支援なのですね。家庭教師の形で継続的に家庭の中に入って行って、親御さんの支援も並行してやっていく、これは、学校の先生ではなかなかできない部分でもあるということです。我々は、生活困窮者自立支援事業、要は、そういった居住支援を含めた様々な制度を使いこなせるわけなのです。そういった点も、あくまでもメリットとして感じているという点。

もう一つは、やはり若者と実際に関係性を築けるかどうか、特に、ひきこもり等の状態にある当事者への支援のノウハウ、これを持っていないと、当然、単に訪問してもマイナスになってくるということで、勝部構成員の御質問にお答えすると、我々の場合は、徹底

した事前準備をやるのですね。過去にあれだけ、いろいろな窓口の支援を受けて、うまくいっていないところ、同じ轍を踏んでは駄目なのだと、決定的な失敗になり得る可能性がある、これを踏まえていますので、先ほども御紹介をした重層的なネットワーク、公、さらにはプライベートネットワークも含めて、徹底的に情報収集した上で、本人に望まれる存在として入っていくにはどうしたらいいのだ、これを徹底的に考え抜くといったところ、ここに多職種のチーム、多世代のチーム、そういったところが機能していくのだらうと思います。

もう一つは、朝比奈構成員がおっしゃっていただいたように、やはり夜職についている子らの支援という意味では、公の窓口には来ない、なぜか、実は虐待相談件数、DV相談件数、過去最多で、いわゆる一時保護とか、そういった処置にかかるのは本当数パーセントの世界なのです。つまり、九十数パーセントは指導が入って、要は、児童相談所と公的支援の介入があって、そこで継続的支援を受けられていけばいいのですが、受けられていないところはどんどん閉ざして行って、地域からも孤立していく場合というのは多くあります。

実は、夜職の子たちに聞けば、実は過去にそういった介入を受けて、そういった介入に対して拒否感を持っている、そういった当事者がいますから、つまり公の窓口にはつながりきれないということになります。

そうすると、実は夜の世界に対しても、しっかりとネットワークをつくっていく、そういう意味でいくと、飲食業の経営者、そういったところに呼びかけをしてオーナー会を結成して、そこから困難を抱えている、リストカットを繰り返している、オーバードーズをしている、そういった女の子たちとつながって、支援に伴走していくと、こういった取組も必要になってきていると思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

谷口参考人、勝部構成員の2つ目のアウトリーチ等は、今、お話しいただいたということですね。ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

オンラインのほうでたくさん手が挙がっていますので、それでは、加藤構成員からお願いできますでしょうか。

○加藤構成員 こんにちは、ご報告ありがとうございます。

半田市の障害者相談支援センターで、センター長をしています、加藤といいます。よろしく申し上げます。

私も、今、勝部構成員が言われたように、中学校を卒業するまでのところは、全員把握ができる現状がある中で、中卒無業者の問題もすごく大きな課題だなと思っております。というのも、私たちの障害者相談支援センター等に関わってくる方々たちは、30代、40代で関わってこられる方も多いのですが、過去をさかのぼっていくと、中学校前にはもう課

題を持っていたという方々がいます。今、私どもの町でも重層子ども会議という形で、教育委員会や、保健師や、保育士といったところとのネットワークの中で、より予防的な支援としての関わりがどうやったらできるのだろうというところの仕組みづくりに取り組んでいるところなのです。

そういった意味で中学校とか、学校の方々と福祉との連携会議というのはとても大事だと思っております。

谷口参考人に質問したいなと思ったのが、とても谷口参考人の活動が広域に及んでいるといったところ、広域というのは、多分野に及んでいるといったところと、また、範囲としても県とかを超えての取組もあるかなと思います。

一方で、今、言ったみたいな中卒無業者にならないための福祉と教育との連携みたいなところになると、自治体レベルで必要なところも出てくるだろうと思っているのですが、谷口参考人にも、朝比奈構成員にもお聞きしたいのは、広域な支援であった方が効果のあるところ、それから各自治体でやると効果があるといったところを少し教えていただけるとありがたいです。お願いします。

○宮本座長 よろしいでしょうか、朝比奈構成員、お二人にということです。

○朝比奈構成員 朝比奈です。御質問ありがとうございます。

自治体レベルということであると、やはり義務教育年齢については、圧倒的にそうだろうなとも思っています。

この678を始めたときに、中学校の先生から345をやってくれとすごく言われたのですね。やはり中学も、厳しい状況の中で、コロナで給食が止まったときに、かなり食糧支援のオーダーが先生方から寄せられたということもあります。ただ、私たち自身まだ全然手についていないのですけれども、そこは大きな課題だと思っています。ありがとうございます。

○宮本座長 谷口参考人、いかがでしょう。

○谷口参考人 まず、広域で実施したほうがいいものというところで行くと、佐賀県の場合は、やはり専門職の人材自体を確保するのが難しい地域も、自治体ではあるのですね。

そこで、子ども・若者育成支援推進法が出てきたときに、県と協議した際に、要は、県単位でまずは最困難層への強力な解決能力を持ったチームをつくろうと、要は、多職種の連携の窓口をつくるということで、地域若者サポートステーション事業に上乘せする形で、子ども・若者育成支援推進法、都道府県単位では、全国初の取組を進めたという経緯があります。

つまりは、まず、重篤な状態のときには、専門職チームがしっかりとアウトリーチをやって、状態が改善した段階で、日常的な支援になってきたときには、実は身近な地域の自治体レベルで関わっていく、こういった役割分担というのが、実は効果的ではないかと思っています。

特にひきこもりになってくると、人、地域に知られたくないという心理が働く、となると、実は広域のほうが、実はアクセスしやすいということがあるのです。でも、一旦立ち

直ってくれば、当然のことながら、そういった抵抗感はなくなってきますから、地域でも十分暮らしていける、その段階は、地域の自治体のレベルで支援することがありなのだろうと思います。

片や、非行とか、先ほどの夜職の件については、これは広域対応しないとめちゃくちゃ難しいのです。

実は、詐欺被害であるとか、薬物で引っかけられている子たちというのは、都道府県をまたいで人が動いていることもあって、そういった経営者会の力を借りて、広域で情報共有できる仕組みをつくらないと、実はそこにアクセスすることができないということになってくるので、そういった点については、しっかりと留意する必要があるのだろうと思います。

あとは、やはり小中高、佐賀県の教育委員会がよく考えてくれたのは、中学校までは義務教育なので市単位で情報共有ができる、でも高校中退後は義務ではないので把握が困難になる、こういったものは昔から分かっていたわけですね。

つまり、県の教育委員会が音頭を取ることによって、全小中高を網羅する形で、要は中退する前にアクセスできる、そういった仕組みを整えていただいたというのは、教育委員会の先進性なのだろうと思っているところです。

その基盤となったのは、実は若年無業者の職業的な自立を支援する地域若者サポートステーション事業なのです。平成25年までは、実は高校中退者とアウトリーチ事業、要は中退する前の不登校の段階からアクセスをして、復学支援、さらには、職業的な自立支援、両方をやれるようになっていたのです。それが学校連携推進事業として、全国標準装備化されたのが平成25年、その年の秋に廃止判定を食らってしまったということがあって、後退してしまいましたが、実は、生活困窮者自立支援事業と同等に、そういった取組に関しては目を向けていた。

それで今回、実はプロポーザルが始まるのですが、今回の仕様書を見てみると、在学中の支援もできるようになっているので、だんだんと現場の実情に応じて国も政策変更していただいているのなと感じているところです。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

続きまして、尼野構成員、お願いします。

○尼野構成員 ありがとうございます。大阪の尼野です。

私たちの地域でも、若者たちと関わるが多くて、先ほどから出ていたような、すごく困難な状況に置かれている子たちもいるのですけれども、地域で結構長く関わっている子たちでいうと、そういう明確な何らかの介入が必要な子たちばかりではなくても、すごく周りからは見えづらい生きづらさを抱えていて、でも、なかなか一人で人生をやっていくには難しいのではないかといい子たちが長く関わっています。

能力がどうかという話ではなくて、育ちの中で、多分、自分自身で何かを決めてきた

経験がなかったり、いろいろな生き方があるということのロールモデルが少なかったり、そういうことが続くと、進路をどう選べばいいか分からなかったり、自分のやりたいことが分からないということで詰まってしまうことがあって、そういう人たちを見ると、共通点は、先ほどから述べているのですけれども、やはり孤立の問題はあるかなと思います。

やはり親がいるから孤立していないでしょうと、安易に周りの大人は思ってしまうのですけれども、親イコール頼りになる人ということでもないケースがすごく多くて、そういう身近で頼れる人がいないと、なかなか生きていくことがすごく難しい社会の設計になっているなということを思います。

例えば、仕事をするときに社会保険は、どうしたらいいのだとか、契約関係とか、税金とか、役所からの書類とか、そういうこと一步一步、当たり前に行っている人からすると大したことがないことでも詰まって行って、それで先ほど加藤構成員がおっしゃっていたような、後から考えると、ここで本当は誰かが関わっていたらよかったのと思うようなことになることがあるように思います。

でも、なかなか若者を前にして、孤立していることが課題とは、本人も周りもあまり認識できないことが多くて、それは頑張りが足りていないだけなのではないのという視線を浴びて、若者自身もそのように思い込むようなことがあって、そういう人たちを見ていると、多分必要なのは、支援者というよりも、地域の中で一緒に暮らしている、生活者としての関わりみたいなことが要るのだろうなと思います。

うちの地域は、割と子どもとか若者を支えようとする風土というか、空気みたいなものがあるので、結構出会う機会が多くて、本当に一人の大人として出会うと、いわゆる支援者には言わないようなことが本音でぼろっと一緒に御飯を食べているときに出でたりとか、それをキャッチした地域の人が必要なところにつなげていくみたいなことが、割と自然と起きているので、すごく拒否的に大人を信用しないという子どもたちのこともあるのですけれども、その一方で、本当に信頼できる大人につなかりたいという気持ちもあるのだなということをしごく思います。

どちらにしても、相談窓口に若者が来ないというのは、若者支援の業界では多分当たり前になっていると思うので、何か課題が見つかったからつながるというのでは、多分遅くて、先ほど問題点にあったように、予防的な観点というのが必要になってくるのだろうと思います。

でも、やはり今の支援の制度の枠組みでは、なかなかそこは、若者の生活に追いつけていないなというがあるので、何か支援が切れないうちということ、いろいろな仕組み、工夫できることがあるのではないかなと思います。

例えば、相談しようにも平日、日中に電話しか対応できませんとかと言われると、まず電話できないとか、あと、その先、移動したらもうつながりが切れてしまうという話もあったのですけれども、他市に引っ越したら、もう支援者が切れてしまうということもありますし、そういう今の支援の制度の中で少し手を伸ばして、例えば、電話以外でもSNSとか

LINEで相談ができるようにするとか、一度支援機関につながっていれば、例えば自治体を越えたとしても継続的に後追いでできるような支援にするとか、今の支援から少し広げること、できることもあるのではないかなと思います。

若者の日常の生活の中で、いかに自然な出会いがつかれるかということがすごく大事になってくると思いますし、谷口参考人の話でも増収という話もあったのですが、そういう若者たちが地域とつながってくることで、地域にとってもプラスの力になるのではないかと思いました。

ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

見えづらい困難を生活者として受け止めてもらった、それをさらに受け止めるアウトリーチということになるのかなと思います。

続きまして、松田構成員、お願いします。

○松田構成員 ありがとうございます。貴重なお話をありがとうございました。

先ほどから予防という言葉が出ているのですが、私たちが活動している分野は、谷口参考人や朝比奈構成員のところに行かないですむような、何をどうやったら、みんなに温かく支えてもらえているなどと思って生きていけるかなというところです。特に妊娠期ですね、最近は年間2,000組ぐらいの妊婦さんとパートナーさんと会う両親学級を区の委託でやっています。その後、生まれた後もずっと関わっていくのですが、社会的マルトリートメント予防という言葉に注目しています。マルトリートメントつまり虐待が、保護者からではなくて、社会によって虐待されているという考え方です。今の価値観をひっくり返し、大丈夫と思ってもらうような社会にするにはどうしたらいいのか。大学へ行かなくては駄目とか、いい会社に行かなくては駄目とか、いい点数を取らなくては駄目とか、そういう価値のところが、もう固定化されてしまっていて、そこから外れてしまうと苦しいというところで生きてきた人たちが、今親になって、本当に苦しんでいて、これから子どもを育てていけるのだろうかという戸惑いの中で子育てが始まっています。

そういう人たちも、私たちは、実は若者だなと思っています。親だからと若者扱いされていないのですが、実はその人たちこそ支えなくてはいけません。先ほど、子ども家庭庁さんのお話で、子ども家庭センターで、全てポピュレーションにかけて大丈夫な人はリリースとおっしゃったのですが、大丈夫な人がいないというのが、今の日本だなと実感しています。

ただ、少し力を自分で使える人、引き出されるような場において、安心できている人たちは、逆に少し今しんどいなと思っている人を支える側になれると思っています。そこを分けて、大変なところだけを支援するのではなくて、全ての人たちが安心で、健やかで、自信を持って毎日を暮らせるという、何とかやっていけそうだと思うもらえるように支えないといけないのではないかと思っています。谷口参考人や朝比奈構成員が関わられているのは本当にハイリスクで、今、ピンスポットのターゲットで支援しなくてはいけな

ろなのだなと思っていますが、ユニバーサルな支援のところとの連携や、育てられるものから、育てるものへと転換していく部分について、切れ目をすごく感じているので、2人にはそこについてのお話をもう少し伺いたいです。本人支援と家族支援と谷口参考人がおっしゃったのですが、プラス、地域の一体的支援という意味で、地域支援というところについて、どんな取組や連携を持っていらっしゃるのか、地域の人たち、ヘルシーと言われる人たちをどう巻き込んでいるかというところの、何かアイデアをいただければなと思います。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

今、松田構成員、そこのところお伺いしたいとおっしゃった、そこのところをもう一回レポートいただけますか。

○松田構成員 すみません、話が下手なのですけれども、本人支援、家族支援というところと、そのユニバーサルなヘルシーと思われる人たちが、支援者とか専門職ではなくて、地域に住んでいる人たちが（重層のところでも言われているところの地域づくりだと思っております）、皆さんにどのように関わってくれているのか、そういったところについての何か仕掛けを、どのように捉えていらっしゃるか、特に佐賀県は、今、人口が80万とおっしゃっていたと思うのですけれども、世田谷は92万なので、同じぐらいの規模で捉えられると、ひとつの団体ではすごく大変なことだなと思って質問をさせていただきました。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、朝比奈構成員、谷口参考人の順番で、後で、こども家庭庁からも、そのリリースという問題について御議論がありましたので、一言だけお願いします。

では、朝比奈構成員から。

○朝比奈構成員 御質問ありがとうございます。

今日の論点の2つ目ですかね、若者の早期把握支援というところ、あと、なかなか見えてこないというお話があったのですが、私たちが若者とつながって本人の話を頼りに関係機関に問い合わせをしたり、昔の先生を頼って問い合わせをすると、皆さん、すぐに思い出すのですよ、ですから、知らないわけではなくて、知っている子たちばかりなのです。

ですから、まさにそこをどうしたらいいかというお話なのだと思うのです。おっしゃったとおりで、深刻なケースと分けるのではなくて、そのグラデーションをどう見ていくかという、何かそういう施策の打ち方が必要なのではないかなと思っています。

あと、トラウマケアの考え方は、地域共生社会と親和性が高いと申し上げたのですけれども、私も専門職だけでとか、例えばアフターケアも、社会的養護の関係者だけで抱えていくということではなくて、いかに地域に開いていくかということが重要で、地域社会の中で斜めの関係と言われますが、いろいろな大人と出会って、そのモデルの中で彼ら彼女らがどういう人生を選択していくのか、そういう環境を整えていくことが重要ですし、それから、カフェの卒業生もスタッフとして何人か必ず残ってくれるのですね、何かそういう力というのがすごく重要だなと思っていますので、結構本質が問われるテーマではない

かなと思っているところです。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、谷口参考人、お願いします。

○谷口参考人 やはり善意に頼り過ぎた施策というのは、逆に地域の分断を生むと我々は思っているのです。特に重篤化してしまっていて深刻化、複合化した問題を抱える当事者を地域で頑張ると言っても、実は相入れない部分があったり、逆にリスクを感じたりということによって排除が起こってしまう。こういうことがあります。

だからこそ、我々はアウトリーチを用いて、しっかりとそういった最困難な状態にある当事者へアプローチをして、しっかりと段階を踏んで地域との連携を取るところが、まず1つ大きな軸としてあるということ。

もう一つ、そのプロセスを研修制度として支える段階というのがあって、実は、我々は大学生からボランティア養成をやっていくわけですが、彼らが非常勤、常勤となっていくと。

もう一つは、地域の若者の味方隊、これは150種の職業人、これは一般の方々なのですね。気のいいおっちゃんたちだったり、おばちゃんたちだったりするわけですが、そういった方々が、やはり若者たちのために何かしたいといったときに、その枠組みをうまくつくって、安心して関われるという場を提供することによって地域との接点をつくっていく。

さらに難易度は上がりますが、職親とあって、今度は事業所として受け入れてくれる、就労体験とか職場経験、関わる時間と質も大分変わってくるので、そういったところをやっていただく方には、実際ノウハウというのを提供して、随行支援をしたり、同行支援をしたり、そうすることで安心を担保して、しっかりと関わっていただく。

実は、その後、関与の度合いを減らしていてもやれるようになっていただくという、地域と一緒に、実は若者と接点を持っていただいている、こういう状況。

もう一つ御紹介しますと、先ほどの特定妊婦の件ですが、実は、赤ちゃん便という形で、こども宅食応援団とやっている、その特定妊婦の方への対応は、おむつとかを届けたり、そういう接点をつくるわけですが、それ以外にも実は重要な点があって、先ほども少し触れましたが、オーナー会、実はブラックな企業もあるので、ケツ持ちとこの業界では言いますが、そういった暴力団と関係を持っていない、そういった搾取をしない、そういったお店の経営者のネットワークをつくって、そこでまずは情報を提供してもらおうということ。

もう一つは、中堅どころがいるのです。多くが、実は10代から働いているといった違法労働の子は、実は少なくなかったりします。そういった子たちは、今、20代後半になると、実は中堅というか、その業界では重鎮になっているのですね、そういった子たちでいろいろな苦勞を乗り越えた子たちに実は協力をしてもらって、若手で搾取されたり、苦勞している子たちのSOSを拾ってもらおう、そうすることで、我々専門職と一緒に、解決を図っていく、そういったアプローチというのをうまく組み合わせることが重要だったりします。

あと、先ほど朝比奈構成員もおっしゃっていただきましたが、実はSNSというのはすごく

有効で、実はそういった平時に出会って、接点を持った上でSNSを交換しておく。そうすると、急に妊娠をしたり、そういった困難、DVに遭ったりとか、そういったときには実はSNSで相談が来る。

これは、接点がない状態でやると、無限に広がってしまったり、実は、SNSだけの関わりだと非常にいびつな関係性ができたりするわけですが、ちゃんと居所も分かって接点を持った上でのSNSは、非常に有効な解決手段になるのだろうと思っています。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、源河審議官からも一言お願いします。

○源河審議官 すみません、先ほどのリリースという言い方が適当ではなかったかもしれないのですが、こども家庭センターは、妊娠届や各種検診等に行っていないとか、そういう方の中から困難な方を把握して支援をしますので、全ての方を支援するというよりは、困難を有する方を重点的に支援するという構造になっております。

もう一点、尼野構成員から御意見のあった相談のことですけれども、私どもが悩みに関するプロジェクトチームでいろいろ聞いている中でも、こどもたちの意見として、チャットやLINEの相談以外、いわゆる電話等の相談以外に対面で相談したいときもあるという意見があります。こどもの側もすごく使い分けしているのかなと思いましたがのと、相談して何かを支援してくれるのではなくて、ただ聞いてほしいときもあるというので、そこもすごく、何もコメントはせずに、いいねボタンだけを押してくれるとか、そういうのを好んだりして、こどもの側も場合によって色々あるような気がいたしました。

もう一つは、相談の仕方が分からないというのがあって、何を相談していいか分からないというのも、今のこどもや若者の抱えている悩みなのかなと思っています。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

伊藤構成員、お願いします。

○伊藤構成員 ありがとうございます。茅ヶ崎市の伊藤です。よろしくお願いします。

私は、こども家庭庁さんに少し質問をさせていただきたくて、その前に感想を、こども家庭センターが始まって、全てのこどもと家庭の支援を頑張るぞとなっているわけなのですけれども、私の認識だと現状は、結局これまでと変わらなくて、児童虐待中心主義にあって、母子保健のほうは母子保健で頑張るけれども、ケースワーク、ソーシャルワークする部隊というのは、結局、児童虐待か否かで、そこが虐待でなければ、心配であっても対応は終結しますという世界観が全然根づいて、残っていると思っています。

そうすると、今日のお題にあるようなところも、例えば、中高生は、そもそも虐待という観点だと、虐待というのとは違う問題になっていくから、虐待対応ではなくなってしまうから、多くの自治体が虐待の件数は、当然中高生は少ないし、虐待ではないから心配であっても終結するし、学校の先生も心配はしているけれども、市町村とか児相は、虐待で

はないから対応してくれないしということで、虐待か否かの世界観でいってしまうから、当然心配だった子どもたちは、みんな分かっているけれども、中高生になって、また大きくなって、一部の方は、生活困窮でまた再会するみたいな、ある意味、誰もが分かりきっている流れにあると自分は認識しているのです。

ただ、この中で、こども家庭センターが全部の相談を受けると、もちろんさばき切れな
いし、あと、急にスタンスを変えようと言われても、では、地域の人とどうやって相談者
を、若者をつないでいくのか、拾うことはできるとしても、どうやってつながっていくか
というのが困ってしまうから、そこでようやく重層的な体制の中で、そっちをやっている
部隊と協力しながらだったら、こども家庭センターの特化した相談部隊も、そうか、地域
にこうやって出ていけるのかとか思えるのではないかなと自分は認識しているのですけれ
ども、こども家庭庁さん的には、この重層と、こども家庭センターが連携して、協働して、
こんなことができてほしいなど、どんなことを願っていらっしゃるかなど、答えにくいか
と思うのですけれども教えていただければと思います。お願いします。

○宮本座長 源河審議官、いかがでしょうか。

○源河審議官 こども家庭センターは、虐待だけを想定しているわけではなく、妊婦さん
とか、子育て家庭のお困りごととかを相談するような形になっておりまして、そこで把握
したことを必要な社会資源につないでいきますので、例えば、高齢に係る問題だったら、
それにつなぐという形ですので、虐待に特化した所ではございません。

ただ、こども家庭センターで全て受け切れるわけではないので、虐待の事案でしたら、
当然児相になりますし、こども家庭センターは色々な相談を受けて、その後、いろいろな
関係機関につなぐ役割だと認識しております。

○宮本座長 もう一点、重層との関係という点ではいかがでしょうか。どういうことが重
層で可能かとか。

○源河審議官 こども家庭センターが重層の枠組みの中で連携してやっているところもあ
ると認識しております。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、石田構成員、お願いします。

○石田構成員 ありがとうございます。

私のほうからは、谷口参考人と朝比奈構成員に1点ずつ、質問させてください。まず、
朝比奈構成員からの御説明の中で印象的だったのが、「今すぐ必要だという支援が届か
ず、福祉というのが、風俗、犯罪、危ない知人に対抗できていない」という、この言葉で
した。そういった中で、朝比奈構成員が実践されていらっしゃる事例で、それでも対抗し
ていらっしゃる何かがあるのではないかと思います。朝比奈構成員が実際に経験された
何か事例があれば、教えていただきたいというのが1点です。

それから、谷口参考人のお話をお聞きしていると、とにかく佐賀県内のありとあらゆる
いろいろな事例が、全部、谷口参考人の守備範囲に入っているのではないかと、し

かし、百人百様、千人千様ということで、なかなかその中から、これが1つの対応策というパターンが生み出せないようにも感じました。一人一人、一つ一つが全部違うということも理解できますが、そういった中で、有象無象にいろいろなケースがある中で、谷口参考人がそこに入ると、さまざまな方法を組み合わせて、何か解決の行方が見えてくるような、ひょっとして、例えばなのですが谷口メソッドというようなものをお持ちなのではないかなと感じたところです。谷口参考人ならではのメソッドなるものがあるとしたら、日頃からどのような対策を講じていらっしゃるか、ぜひ教えていただきたいということ、その2点、よろしくお願いいたします。

○宮本座長 それでは、朝比奈構成員からお願いします。

○朝比奈構成員 御質問ありがとうございます。

1回風俗に行ってしまったって、それから危ないところにつながってしまったのだけれども、やはり、そこで身の危険を感じて、助けを求めてくるという例は幾つもあります。もちろん、その場合には、その対抗手段を、こちらもいろいろな形で関係者と連携をしながら取っていくということです。

もう一つ、果敢に繁華街を中心にパトロールをしたり、若年の女性にターゲットを絞ってサポートをしているNPO団体が幾つかあって、そことの連携で、市川の子が行ってしまったから、つながったらよろしくというやり取りがあったり、そこから、またつながってきたり、そういう意味では、広域の連携というのもすごく重要になるかなと思っています。

○宮本座長 ありがとうございます。

あと、谷口参考人、谷口メソッドとは何だということみたいですけれども、よろしいでしょうか。

○谷口参考人 一言で申し上げて、谷口メソッドはまだないということであります。

まず、やはり我々が、なぜこうやって発展的に取組を進められているかということ、まず、1つは、どんな境遇の子も見捨てない、誰一人取り残さないという覚悟のもとで、アウトリーチをやるということ。まず、ここがポイントなのだろうと。そうすれば、社会的孤立、排除された当事者が抱えている深刻な、複合的な課題、これが見えてくるので、これを伴走しながら解決するプロセスが次に見えてくるわけなのですね。

その伴走をしていくプロセスでは、どうしても社会資源が足りないものが、あらゆるところで出てくるのです。それだったら、これは協働で作り出すしかないという考え方になってくる。だからこそ、実は年々、その取組が変化を遂げ、発展を遂げてきたというのが佐賀の取組なのだろうと思います。

確かに佐賀県では、我々が最も多くのこども・若者、困難を抱える当事者の相談を受けている組織でありまして、行政よりも多くの情報を抱えている部分もあるということなのです。

そこには、先ほどのような個人情報の秘匿に関する様々な取組であるとか、実は行政の委託事業でも、実績にならない、そういった困難層も、実は引き受けるという形で、関係

機関の信頼を得て、その分、実績は下がりますが、それでもなお伴走し続けるプロセス、新しいものを行政と一緒につくっていくことで、よりよい地域、さらには制度に変えていくということを今まで繰り返しているのだらうと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

大分時間も押しているので、勝部構成員、できれば、2部のほうに併せてというのは、できますか。

分かりました、言っていただきます。

奥田構成員からお願いします。

○奥田構成員 すみません、今日お二人のお話、ありがとうございます。

うちも若者とか云々というのはあるのですが、うまく言えないのですが、例えば、これは別に若者に限った話ではないと思うのですが、あらゆる分野で、今、それが問われていると思うのですが、やはり支援という今までのスタイルが駄目なのではないかという、非常に根本問題です。

何か支援するという、今日の課題のところでも支援という言葉が3つ、4つも出てくるのだけれども、私、谷口参考人のお話とか、朝比奈構成員のお話とか、あるいは大阪のD×Pさん、今井さんの話とかを聞いていると、もっと若者を、例えば困り感がずれているわけですよ。こっちが想定している困り感と、向こうが持っているものがそもそもずれていて、僕らが、ここが大変だねと言うけれども、実は困り感がなかったりするんですね。そこへ従来のソーシャルワークの考え方みたいなものを持ち込んで、例えば、マズローみたいな話で見ると、まず、ここだねと言いたいものだけれども、彼らは、そこではないんですね。お金はなくても、例えば、携帯電話は何万円も払っていたりとか、お金はなくても、それこそサブスクでいろいろなことをやっていたりするんですね。僕らから見たら順番が違いうらうと言いたいわけですね。従来のソーシャルワーク的な支援論からするとね。

だから、私は、社会資源がないわけではなくて、今日、例えば、谷口参考人の話で、やはり非常に問われたのは、調べてみたら今まで既存のいろいろな組織が関わっていたと、だけれども、関わったら関わるほど、本人は二度と嫌だと言っていると、そうなると、既にある既存のものが、もう一回自分の足元を見直して、支援なのか、僕はどちらかというところ、若者になるほど、支援というよりかは、つき合いみたいな言葉だったり、相談よりは対話とか会話、あまり意味のないおしゃべりみたいなものが、実は取り戻さないというか、その日常性みたいなものから、もう一回考え直さないと、どうも支援という、特に若者や子どもに関して、支援というスタンスが、正直よろしくないのではないのと。

だから、逆に言うと、そのところで、もう一度、既存の支援機関の在り方とか、その相談員のスタンスとか、そういうところをもう一回丁寧に見直すことで使える材料はいっぱいあるのではないかと。

例えば、見方が悪いから把握できないわけであって、把握していますよ、多分地域は、あそこの、あのぼんたがみたいな話ですよ、あいつまたやっているぞみたいな話ですよ。

でも、それが、多分、既存の支援論的なソーシャルワーク論みたいなのところから見ると、全然違う話に見えているだけなのではないか。そこのところを、もう一回、私は、D×Pの今井さんが、文化なのだと、若者の文化を理解することから入らないと、支援ということでは、奥田構成員、支援ではつながりませんよということはっきりと。

実は、ホームレスの支援もそうだったのです。お弁当を持っていくことから始まるのだけれども、困り感が全然違うのですね、例えば、放っておいてくれというおじさんがほとんどだった、もうええから放っておいてくれというところを、何年もかけてつないでいったのです。

だから私は、ごめんなさい、では、どうするのと言われたら分からないけれども、先ほどのメソッドの話ではないけれども、そういうメソッドではなくて、もう少し本質的なスタンスみたいなものとか、まなざしみたいなものを、もう一回見直す議論をしないと、この分野というのは、ほかの分野も一緒なのですよ、だから、解決型だけではなくて、伴走型、解決を中心としたアプローチだけではなくて、つながりを中心としたアプローチをつくろうと言って重層が始まったわけですよ。今さら、今日の話聞いていて、やはり僕は重層の議論の中で、伴走型ということをはっきり打ち出した意味が、もう一度、繰り返しますけれども、私、伴走型支援とずっと前から言っていて、やっていて、どうも解決のための手段だと、いまだに思われている、伴走型が、効果的解決に結びつけるために、伴走型の支援が必要だと、違うと思うのですよ。解決を目指すアプローチ、それは相談ですよ、だけれども、つながりという話になってくると、それは、対話とか、会話とか、おしゃべりが、十分意味があるという世界観なので、私は今日の話聞いていて、重層が伴走型のアプローチと解決型のアプローチと言った意味を、もう一回立ち止まって考えるべきなのではないのかと、あまり支援、支援と言ったら逃げてしまうという、嫌だよ、そんなところに行くのはと、若者は、みんな思っているのではないかなという気がします。これは、自己反省を込めて、要するに、こんなおっさんが出て行って、おまえ、どないしたと言ってやっていると、上から目線だとも必ず思うわけですよ。そうではないのではないかなというのが、今日は、強く印象づけられました。

○宮本座長 ありがとうございます。

勝部構成員、お願いします。

○勝部構成員 重層等の問題で、今、最後に言いたかったのが、引き続きの感じです。

こども家庭センターができて、この図の中に、やはり地域とかがほとんど出てこないのですね。

私たちは、この資源開発とかの部分で、やはり重層ともう少し絡み合えないのか、例えば、私たちが、今、こどもの問題でいろいろ関わっているときに、家庭センターが行けば行くほど閉めます。サポートプランで月1回行くことになっているから、今、困っている

よと、今、大変よと言っても、月1回行っているから大丈夫ですと言われてしまう、みたいなことが現実であって、柔軟にこどもの気持ちの変化みたいなことは、先ほどのお話であったように、我々だったら、ずっと今、お弁当の宅食を、不登校だったり、虐待ケースであったり、様々な御家庭に学校と連携しながら訪問するというので、行って、その子と一緒にサッカーだけして帰るとか、そういうのをずっとやっていると、こどもの声が聞こえる。

それで、今、大変と、今、こんな状態になっているよと言っても、プランを立てているから、それ以上はできませんと言われてしまうと、何だかなと思うことはよくあるので、この取組を、もう一個ブラッシュアップしていくために、伴走型のものと、それが、やはり介入していくという支援のものと、やはりつながり続けていく人の組み合わせをしっかりとつくるということで、やはり人間は、つらいときに本音で少し言いたいけれども、本音で少し言ったら、こどもを引き受けますと言われてしまうみたいな関係性を握られながらでは、なかなか本音がしゃべれないのではないかとこのところがあるので、伴走とか重層とかというのが、このこどもの分野には、今、すごく届かない感じがするので、そこがもう少し充実していくと、よりよい感じになっていくのではないかなという気持ちが、困窮の畑からずっと来ていると思う気持ちがあります。

○宮本座長 ありがとうございます。

私自身、大分言いたいことを我慢していましたけれども、何とかタイムラグは20分ぐらいで済んでいるということで、ここで一旦休憩を挟みたいと思っております。

9分になってしまいますけれども、40分開始ということで御容赦いただければと思います。

それでは、休憩に入りたいと思います。

(休 憩)

○宮本座長 よろしいでしょうか。それでは、後半に入っていきたいと思います。

2番目の議題については、まず、老健局から、地域包括ケアシステムにおける現在の地域づくりの取組状況、これをお話いただくということで、その後、地域づくりに大変先駆的な取組をされているお立場から、先ほども事務局から御紹介があったとおり、甲賀市の竜王参考人と中井参考人、お二人合わせて20分程度でお話をいただくことになっております。

その後、議題2と直接関係はないのですが、この検討会議の大事な議題の1つであり続けている成年後見に関連して、先日の専門家会議での御報告を1ついただくことになっております。

それでは、まず、厚生労働省老健局からお話をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○吉田課長 ありがとうございます。厚生労働省老健局推進課長をしております、吉田と申します。よろしく願いいたします。

それでは、介護保険制度におきます住民主体の活動を促進するための取組の状況につきまして、御説明をさせていただきます。

資料は、2-1を御覧いただければと思います。

まず、1枚目でありますけれども、高齢化が進む中で厚生労働省では、高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指して取り組んでいるところでございます。

その中で、地域包括ケアシステムの絵柄を下に描いてございますけれども、下の部分にございます生活支援、それから介護予防を担うものとしたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業と呼んでおりますけれども、総合事業を推進しているところでございます。

2ページ目を御覧いただければと思います。

総合事業のイメージ図でございますけれども、平成26年に創設された仕組みでございます。

ポイントは2つございまして、左側の部分でありますけれども、ボランティア、NPO、それから民間企業といった様々な、多様な主体が参画してサービスを提供するということと、それから、右側でございますけれども、高齢者自身が社会参加を通じて介護予防ということで、介護予防につなげるという大きく2つのポイントで、この総合事業というものを進めているということでございます。

3ページでございまして、総合事業の実施状況でございます。令和4年のデータでございますけれども、御覧いただきますと、左側真ん中のグラフを御覧いただければと思いますけれども、従前相当というところのグラフでございまして、こちらは、いわゆる介護給付と同様のサービスを実施している市町村の数ですけれども、9割を超えているということなのですが、他方で、右側です。左、それから真ん中のそれぞれ2つ目から4つ目までのグラフを御覧いただきますと、多様な主体によるサービス、この総合事業を実施している主体が多様な主体によるもの、サービスA、それからサービスB、Dというのが、住民主体によってこのサービスを提供しているものということなのですが、多様な主体によるサービス・活動Aの部分は5割ぐらいであるところ、サービスB、サービスDについては、非常に低い水準にとどまっているということでございます。

こうした状況を踏まえまして、資料の4ページでございまして、厚労省において総合事業の充実に向けた検討会というものを立ち上げまして、昨年でありますけれども議論の中間整理を行ったところでございます。

この検討会におきましては、本検討会の石田構成員と田中構成員にも加わっていただいた上で、検討を、一昨年議論を行い、中間整理を行ったということでございます。

その中で、この総合事業というものを、地域共生社会を実現するための基盤ということで位置づけることと、その上で、一番下の○ですけれども、地域住民の主体的な活動、それから、多様な主体の参入を促し、医療・介護の専門職が関わりながら、高齢者自身が適切に活動を選択できるようにする。それを通じて、一人一人が自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指す取組が進むことを期待するというので、おまとめをいただいております。

そのイメージを書いたのが5ページ目でございます。

地域共生社会を実現するために、総合事業を充実することが必要だということでありまして、右側に絵がございますけれども、市町村が中心になって、介護事業者などの専門職、それから、それだけではなくて高齢者を含む地域住民、それからNPOや企業などの多様な主体を巻き込みながら、総合事業を充実させていくという方向性で取り組むことが適当だということでおまとめいただいたということでもあります。

6ページを御覧いただければと思います。

別の観点からイメージを書いたものでございます。真ん中にあるのが、いわゆる今の姿でありますけれども、高齢者の状態を3つに分けてございますけれども、この総合事業については、真ん中の部分に集中しているということでもあります。

フレイルから要支援の部分、主にこの総合事業がターゲットにしている部分であって、その実施主体も、いわゆる介護サービス事業者が大宗を占めているという現状であるということでもあります。

これに対して、下の部分でありますけれども、多様な主体の参入を促して、高齢者自身が、このサービスを適切に選択できるようにするのだということでもあります。

そのために、総合事業自身がウイングを左側、それから右側にも広げることが大事なのだということでもあります。

そういう選択肢を広げるという観点から、総合事業について見直しを行っております。そちらが7ページを御覧いただければと思います。

住民主体、それから多様な主体の参画を推進する観点から、この総合事業のルールについて見直しを行ったものであります。具体的には、今まで総合事業の対象者、右側に少し書いてありますけれども、要支援者、それから事業対象者、継続利用要介護者というのが対象者なのですけれども、トータルの利用者に占めるこれらの3つの対象者の割合が50%以上であれば、対象経費の全額を補助することが可能となっておりますけれども、50%未満の場合には、対象者の割合に応じて案分するというのが、これまでの姿でありました。ただ、それが地域の多様な主体による活動というものを阻害したのではないかということでもあります。

こうしたことを踏まえて、令和6年度、今年度から下にあるような見直しを行ったということでありまして、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動が事業の目的を達成するための付随的なものであると市町村が判断すれば、この対象者の割合にかかわらず、定

額でこの活動全体を補助することができるという見直しを行ったということでもあります。

以上が総合事業の関係でありますけれども、8ページを御覧いただければと思います。

高齢者の生活支援、介護予防のシステムづくりにおきまして、総合事業と並んで重要な取組といたしまして、生活支援体制整備事業というものがございます。総合事業と、この生活支援体制整備事業というのは車の両輪ということで、厚労省としては取組を進めております。

生活支援体制整備事業の実施主体は市町村ということになってございまして、大きく2つ内容がございますけれども、生活支援コーディネーターの配置ということと、それから協議体の設置ということでございます。

1つ目の生活支援コーディネーターの役割でありますけれども、大きく3つございまして、資源開発ということでございます。地域に不足するサービスの創出、それから担い手の確保といったものが資源の開発でございます。

それから、2つ目でありますけれども、関係者とのネットワークづくりというのが2つ目、そして高齢者のニーズに応じた取組のマッチングというのが、3番目の役割ということになっております。

こうした生活支援コーディネーターの活動を支援する枠組みとして、2つ目にありますけれども、協議体というものを設置するというところでございます。

協議体については、一番下に少し書いてありますけれども、市町村単位でつくるものが第1層、それから、中学校区単位でつくるものが第2層ということで、各市町村において、今、取組を進めているところでございます。

9ページ以降、幾つかデータをつけてございます。

まず、9ページでありますけれども、生活支援コーディネーターが配置されている自治体は、現時点で95%を超えておりますけれども、その所属団体を見たものであります。社会福祉協議会あるいは地域包括支援センターというものが大宗を占めているということでございます。

10ページでありますけれども、協議体のほうの構成委員、所属団体ということでありますけれども、市町村社協、それから、民生委員・児童委員が加わっていただいているのが多いということでありますけれども、他方で、先ほど多様な主体ということを申し上げましたけれども、例えば、下のほう、商工会でありますとか、企業・商店、協同組合、そういった辺りは、低い参加にとどまっているということでもあります。

11ページでありますけれども、コーディネーターや協議会が行っている活動でありますけれども、左側のグラフでございまして、地域の支援ニーズの把握、資源の把握ということ、あるいは情報共有というのは、多くのコーディネーター、それから協議体で実施されておるわけでありますけれども、新たな社会資源の開発、それから民間企業との連携、担い手の確保といった辺りについては、まだ、相対的には低い割合にとどまっているということでもあります。

12ページに、幾つかの自治体の取組の事例を掲載しております。

12ページの左側でありますけれども、愛知県の豊明市さんの例であります。生活支援コーディネーターが、地域の店やサービス資源を把握して、いろいろな取組をしているということでもありますけれども、喫茶店を高齢者の方々の見守りの場として位置づけて周知をしているということでもあります。

13ページでありますけれども、宮城県多賀城市の取組ということでありまして、お茶飲みスペースが設置された商店でありますとか、その地域の料理教室といった場を高齢者の方々の集いの場、それから見守りの場、あるいは域外介護予防の場として、つながりづくりへと発展させる、そういう取組が進められているということでもあります。

14ページに参りまして、総合事業の充実と歩調を合わせるような形で、生活支援体制整備事業についても、強化を図っているところであります。

具体的には、14ページは、生活支援体制整備事業の性格について再整理を行ったということでもありますけれども、高齢者の選択肢を拡大する観点から、地域住民、それから多様な主体を巻き込んで取組を進めていくことが必要なのだということでもありますけれども、下側の赤字にしている部分でありますけれども、住民主体による支援など、多様な支援を推進するためには、高齢者施策にとどまらず、地域づくりの観点から高齢者施策以外の市町村の担当部門でありますとか、地域内の関係団体との連携を視野に入れ、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取組を進めていくことが大事なのだということでもあります。

その結果として、多様な世代の支援に資することが想定されるということをも明記しているということでもあります。

こうした理念を踏まえつつ、今、生活支援体制整備事業の強化に取り組んでいるところでございます。

幾つか、その取組を御紹介したいと思います。15ページを御覧いただければと思います。

こちらは、右側の下の部分が、先ほど少し御覧いただいた絵の一部分を取り出したものでありますけれども、高齢者の方々の選択肢を拡大する必要があるのだということでもあります。

その役割を担うのが生活支援コーディネーターや協議体ということなのですが、コーディネーターや協議体が行う取組を後押しするために、住民参画・官民連携推進事業というものを、新たに進めているところであります。

具体的には、右側の緑の枠のところでもありますけれども、地域住民、それから民間企業を巻き込んだ形でタウンミーティング、ワークショップの開催などを行った上で、具体的なサービスづくりを行うということでもあります。

こうしたタウンミーティングやワークショップの場づくりをして、そこからいろいろな課題を検討していて、それを具体的なサービス創出につなげていくということでありまして、資源づくりの一連のプロセスについて、国が補助を行うものであります。

16ページを御覧いただければと思います。

生活支援体制整備事業は、市町村が中心となって取り組んでいるものでありますけれども、民間企業も含めて多様な主体を巻き込みながらということでもあります。

なかなか市町村自身に、そうした接点がないという場合もあるということでございます。国、それから都道府県において関係機関からなるプラットフォームづくりというものを行っております。市町村が取り組みやすい環境整備の一環として、国・都道府県において、下に書いてございます多様な分野からなる関係機関を巻き込んだプラットフォームづくりというものを、今年度から行っているところであります。

最後、17ページでありますけれども、地域づくり加速化事業ということでありまして、何でもかんでも市町村あるいは地域に委ねられてもということでもあります。何から取り組んでいったらいいのかということでありまして、伴走的な支援というものを行っております。

一番下に、少し絵が描いてありますけれども、厚生労働省が地方支分部局である厚生局と一緒に、有識者、それから実践者の方々、それから都道府県と一体となった支援チームというものを立ち上げまして、実際に市町村に出向いて、伴走的に何から取り組んで、どう取り組んでいったらいいのかというものを、一緒に考えながら取り組むという取組でございます。

私自身も、実際に現地の市町村に赴いて、実は、今日検討会に参加いただいている田中構成員もこの実践者の1人であるわけでもありますけれども、まさに支援チームとして、市町村に伴走しながら地域づくりというものを進めているところであります。

こうした取組を通じまして、地域包括ケアシステム、それから地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えているところであります。

私からの説明は以上です。

○宮本座長 どうもありがとうございました。

続きまして、甲賀市の竜王参考人と中井参考人、お願いいたします。

○竜王参考人 甲賀市の地域共生社会推進課の竜王真紀と申します。よろしく申し上げます。

今回は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、甲賀市の概況を紹介させていただきます。

甲賀市は、平成の合併で5つの町が1つになりました。人口8万7000人、高齢化率29.5%と、少しずつ人口減が進んでいる中山間地域でございます。

私どもの今の甲賀市は、琵琶湖とは隣接していませんけれども、信楽焼、甲賀流忍者が有名で、2025年、今年、関西万博だけではなく、国スポ・障スポが滋賀県で行われることから、我が市でも事業を準備しているところでございます。

それでは、幾つかの事例を聞いていただきまして、イメージをつかんでいただこうと思っております。「いつの間にやら『地域づくり』」ということです。

これから話す事例は、住民のやってみたい、誰でも参加できる、面白いから始まってい

て、それが「いつの間にやら『地域づくり』」、いわゆる住民主体の地域づくりの取組です。

私たちが大切にしておりますのが、この地縁、血縁、社縁に次ぐ新しい縁でございます。

皆さん、こちらのほうに添付させていただいております小冊子を見てください。

私の市のほうでも、総合計画の中で新しい豊かさという言葉を使っておりますけれども、今の時代では、新しい支え合いというところら辺は難しいものとなっております。

それで、第四の縁ということで言葉を使わせていただいておりますけれども、これは、実は厚労省に当事、國信さんという方がいらっしゃったと思うのですが、國信さんからいただいた言葉でもあります。

かつては、地縁、血縁、社縁といったものがセーフティネットとなっておりまして、様々な困りごとを抱える個人や家族を支えておりました。

しかし、急速な社会変化に伴って、3つの縁の機能が弱くなってきておりまして、制度の隙間にこぼれ落ちてしまう人が増えてきたということです。

そのような中で、新しい縁ということで、今、言いました3つの縁以外の縁ということです。

この人とつながりたい、この人を支えたいという気持ちでスタートした活動、これが第四の縁であります。

お願いします。

この第四の縁は、つながることということ、そして、伴走するようにつながること、生きづらさや困りごとを何とかしていけるのではないかとということら辺を思っております。

お願いします。

そして、セーフティネットといいますと、介護、障害、生活困窮、子育てなど、分野であるとか、制度別に発展してきた経緯があるのですが、これを私たち行政でも、どうしても分野、そして課ごとにしていきますと、なかなか横断的にはできないということなのですが、今言いました第四の縁でありますと、第四の縁というものが、後ほどお話をさせていただきます、興味や関心というところら辺を共通項としておりますので、分野横断、越境して受け止めることができるということです。

次をお願いします。

この第四の縁という言葉なのですが、では、第四の縁をつくっていくべきなのかということを書いてしまいがちなのですが、そうではなくて、この第四の縁というのは、やってみて、活動してみても初めて生まれる価値観を楽しんでみたり、楽しんでいたら、いつの間にか仲間が増えていたというぐらいのスタートが、かえっていいのかなと思っております。

続きまして、お願いします。

この第四の縁というのは、強制力も説得力もないということで、私たちが目指すという

ところ辺は、この第四の縁が通用する地域社会にということでは思っております。

それでは、この小冊子には、18の事例を書いているのですけれども、かいつまんで説明をさせていただきます。

この「いつの間にやら」という感覚の中で、ふと気がついたら、いつの間にか地域づくりになっていたということではあるのですけれども、どうしても課題というところ辺から入っていきますと、少ししんどくなるのです。

私たちは、暮らしの困りごとから、興味・関心というところら辺の分かち合いというところを意識しております。

それでは、続いて、お願いします。

まずは、甲賀市が誇るイノベーションサロンというものです。

こちらのほうは、隙間の困りごと掛けるワールドカフェということになっております。

これは、2017年に発足した専門職同士のつながり合いに、市民さんも巻き込んで行っておりますワールドカフェ形式のものでございます。

年に1、2回の開催でして、保健、福祉、教育、生活困窮をテーマにした、4人のカフェマスターがプレゼンをして、参加者と対話をするものです。

みんなで行こうかといった、専門職、市民、20人で結成するグループが母体となっております。

続きまして、お願いします。

飛ばしてください。

続きまして、年の暮れの夕暮れにということでは、これは何かと申しますと、炊き出しです。市職員、社協職員の数人が年末に、誰もが温かい気持ちで年を越してもらえないかなという思いがあって始まったものであります。

今や市民、法人職員がスタッフとなって、30人を超える支援者が一堂に会する場となっております。

年末の12月30日ということでは、とても忙しい時期ではあるのですけれども、法人さんの施設を使いながら、この炊き出しをさせていただいております。

先日も12月30日にさせていただいたのですけれども、今年は200の方が、外国人であったりとか、困窮されている方に来ていただきました。

それで、今年とてもよかったのが、養護施設のこどもであるとか、小学生のこどもたちも私たちと一緒に参加してくれて、スタッフとして参加してくれたことでもございました。これも、いつの間にかプラットフォームになっていたということでもございます。

続きまして、お願いします。

こちらのほうは、こうが人福祉動物福祉ということでは協働会議なのですけれども、これは、今、いろいろなところで問題となっております、多頭飼育崩壊、これが暮らしの困りごとなのですけれども、これに対して、人と動物を共生していこうではないかという動きが、6年前に市民のほうから発足したものでございます。

こちらのほうに、市、そして社協が入らせていただいているのですけれども、これは何かと言いますと、多頭飼育崩壊の問題の背景には、人の問題があると、その人というのは、社会的孤立をされている人ということでありまして、その社会的孤立をされている人に対してアプローチをしていく、両輪で考えていくべきではないかという動きになっております。

これは毎月、この協働会議というのを、市と、そして市民さんとやっていきまして、研修会であったりとか、ボランティア養成講座などを開催するに至っております。

続きまして、お願いします。

続いて、閉庁2時間前カフェ。

続いてお願いします。

誰でもチャレンジ、けん玉道場。

お願いします。

おっちゃんのおむすび商店。

お願いします。

スマイル甲賀ほっとルームということで、この辺りは、不登校児童であるとか、朝食を食べられていないお子さんがいることを聞いて、何とかできないかなと、市民さんが考えてしてくれたものであります。

続きまして、お願いします。

こちらのほうですけれども、社会福祉法人連携です。

こちらのほうは、去年、厚労省から、今、アミタのほうに出向されています野崎さんのほうに、甲賀市のほうに来ていただきまして、法人さんへの研修会をさせていただきました。

そこから発足した幾つかの法人さんのグループになっております。自分たちで法人同士の悩みを、月に1回分ち合いながら、何かできないかなという動きになっております。

これも去年言いました、研修会の後、夜の懇親会の中で何かできないかなということで盛り上がったものであります。

それで、この団体は、広域的な法人連携と、法人というような活躍がこれからも期待できるものかなと思っております。

続いてお願いします。

これなのですけれども、これが最後の紹介になっております。「夏の世のふしぎ」ということで、こちらの小冊子のほうでは、左、右と2ページを使わせていただいておりますけれども、これは、こどもたちの未来に向けてということでの地域の多様な社会資源を活用した、地域没入体験ということで、何のことだということでもあるのですけれども、こどもたちというのは、すごく体験不足というところら辺が言われています。

答えというのは、大体分かっているのですよね、今のこどもたちは何か調べたら分かるのだけれども、答えが分からないというリアル設定を大人たちがさせていただきまして、夏

休みに、このような場所をつくりました。

右のページにQRコードがありますので、これを見ていただきましたら、この全貌が分かるというものになっております。また、時間があつたら見ていただけたらなと思っております。

以上のような第四の縁ということで、幾つか紹介させていただいたのですが、この第四の縁は、小さかったりとか大きかったりとかいたします。私たち、この縁は小さくてもいいかなと思っておりますし、非対称の関係性でもまとまりがなくてもいいかなと思っております。

ときには、この縁が3つ重なってもいいかなと思っております。この自発的な取組は、もっともっと甲賀市にはあると思っておりますし、対話を重ねて、行政としては応援していくべきかなと思っております。

中井のほうに代わります。

○中井参考人 そうしましたら、甲賀市の中井です。

続いては、市へ資料2-2の「いつの間にやら『地域づくり』」のところです。

ページ数の3ページのところをお願いします。

これは、よく見られる図かと思えますけれども、甲賀市では4年度から重層事業を実施していきまして、多くの自治体がこのようなポンチ絵のもとで、社会的な孤立を防ぐ地域共生社会の実現を目指すのではなくて、実情として重層事業を実施するという辺りを目指してしまっているところがある、それが非常に難しいところだと思います。

次に行きまして、先ほど説明がありました「いつの間にやら」という感覚、地域づくりというのは、計画的な実施とか意図的な試みというのが、なかなか通用しない世界です。

ですので、既に地域づくりになっているのではないかという感覚をヒントにしたということです。

次をお願いします。

一応、重層事業の制度の立てつけは、実践において創意工夫が生まれやすいというところがあって、これを売りにした交付金の一体的交付という仕組みがございますけれども、なかなか人が変わって、政策と現場の協働もできない中で、それを想像豊かに使いこなせない実情というのがあって、現状というのは、新事業、新たな事業をするための交付金をもらうということが目的になってしまうというところがございます。

先ほどからあります、複数、包括的というものが分野別にたくさんありますので、もう何が包括か分からなくなっているというところもあって、地域づくりとなると、何から手をつけていいのかということになってきます。

タヌキの吹き出しに少し皮肉めいたことですが、協働するのは予算のときというか、うちの地域づくりは何円だからお願いしますとか、そういう実情があるということです。

次をお願いします。

地域づくりは、考えれば考えるほど難しい。地域生活課題、身寄り問題とか、ひきこもり、これについても、どこが音頭を取るのだ、どこからお金が出るのだという感じで、庁内の協働さえなかなか難しい。

さらに、視点を広げて庁外、自発的な地域住民の力を借りて解決するというのが、なかなか至難のわざになってきております。

次をお願いします。

難しいことは抜きにして、動きをつけるということを非常に大事に思っています。

感度の高い人、外からの意見をあまり気にしない人、こういう人が動きをつけるのですが、属人的なコーディネーター、これを滋賀県甲賀市では尊敬と愛情を込めて変態と呼んでいると。最初、滋賀県南部と書いていましたけれども、上席から甲賀市だけにしておきなさいということで、こういう状況になっております。

それをトランスフォーメーションということであれば、そのCというのは顧問でもコミュニティでもいいです。共有地を変容させていくCX、これをやっていきたいと思っております。

その次をお願いします。

実践して気がつく地域づくりのジレンマですけれども、地域住民の力を借りた地域づくり、まちづくり部局と福祉部局で共同してやるのですけれども、気づいたら、結構派手なきらきらとした、まちづくりイベントになってしまって、福祉から離れていく、この活動は、弱さ、生きづらさを持っている人が参加しているのだろうかということ、実際にあります。

さらに団体が大きくなっていくと、やはり運営を続けるために、ルール化が必要ですし、お金も必要になっていくと、なかなか柔軟さを欠いた協働しにくい専門チームになると。また、協働するセクションが増えてしまったというジレンマがあります。

次をお願いします。

分かち合い、先ほども竜王のほうからありました、暮らしの困りごとと、やはり興味・関心を分かち合いという接着剤でどうやってつないでいくかということが重要になってきまして、次をお願いします。

この分かち合いで、何をシェアしようか、分かち合いの接着剤の材料があるとしたらプラスとマイナスの材料があると。プラスを分かち合うことで、利益が出たり、喜びが出たり、快適になる、楽しみになると、こういうことがないと、なかなか始まらないと。

でも、それだけでは活動がだんだん大きくなって、合理的になって、企業的というか、競争が生まれるということもあります。それを感じております。

やはり、そのプラスに加えてマイナス、弱さの分かち合いというのを加えたいと、活動の規模は小さいままかもしれないけれども、そこで支え合いの機能というのが担保されて、これが、私どもが目指す福祉的な地域共生社会のまちづくりにつながるのではないかと思います。

この弱さというところで、例えば、言葉として水俣病の熊本県に伝わる神様の中に、もだえ神という言葉があるのですけれども、決して助けられるような力はないけれども、せめてその嘆き、苦しみというのをともにする、ともにしてもだえる人と、こういう感覚、現在、人の喜びを妬む人も多い中で、人の痛み、弱さというのを分かち合えるか、共有できるかということが、これから重要になってくるのではないかと思っています。

最後、まとめになっていきますが、竜王のほうと代わります。

○竜王参考人 戻ります。お願いします。

地域づくりということで、地域づくりがいきなりできるわけではなくて、私たちがしているのが参加支援、居場所づくりであったりするかなと思っています。

その居場所づくりの共通点としまして、幾つか挙げさせていただいたのですけれども、やっている者も楽しんでいてということもありますし、先ほどから出ておりますけれども、弱さ、苦手を分かち合っている、そして、私たちは行政職でありますけれども、仕事とボランティアの越境を楽しんでいたりと、大切なことは、互いをリスペクトすると、感謝を忘れないということかなと思っています。

次をお願いします。

それで「いつの間にやら」というのも、自然発生的にできるのではなくて、やはり土壌づくりと人材育成というのは大事かなと思っています。

その土壌づくりの中で、私たちは、みんなで行こうかという住民グループ、市民グループが、とてもキーとなっております。

次をお願いします。

先ほども言いましたですけれども、専門職のグループから始まっているということではありますけれども、みんなで行こうかというのが始まった経緯といたしまして、やはり福祉専門職であったりとかは、どうしてもかなり職場がきついというか、そんな中で明日からも頑張ろうではないかということ、みんなが言い合えるような仲間づくり、こちらに書いておりますような、弱さの情報公開、弱音をはけるネットワークというのをつくりたいということら辺から始まりました。

スノーフレッカーリーダーシップということが書いておりますけれども、この言葉の意味としましては、ある人のストーリーに共感した人が、ほかの人を呼んでチーム構築をまたして、また、その人が自分のストーリーを語って、ほかの人を巻き込んでいくということになっております。

チャレンジを支える土壌づくりというので、みんなで温かい甲賀をつくっていききたいなという思いからつくられました。

次をお願いします。

それと人材育成です。専門職というところら辺なのですけれども、行政職も専門職の1つです。どうしてもこの協働というとか、連携という言葉が飛び交うのですけれども、なかなか難しかったりします。本当にできないというか、なかなかしてくれない人もいたり

かするのですけれども、そんな中で、意識のあるものだけでも、やはり自分たち大人の学びとして、学び直しをしながら成長していきたい、そして、行動変容につなげていきたいという思いを持っております。

次をお願いします。

それが省察的ワークショップ、三輪さんのラウンドテーブルを、これから始めていこうということで、投げかけております。

こちらのほうも、私たち専門職であったりとか、行政職が大事なものは、対話ということで考えているところです。

お願いします。

私たちが、地域のほうに出て行くに当たっては、ともに育つという姿勢が大事かと思っております。そして、職員でもやりたいこと、楽しみたいことを生かせるスキルというのがあります。それを地域で展開していく、そのことによって、お互いが成長できるのではないかと思っております。これを広めていきたいなと思っております。

お願いします。

中井も言いました属人的メンバーということで、属人的メンバーがさらに増えていきたいと思っておりますけれども、私たちがさらに身につけたいものとしたしましては、市民を側面的に支援する力であるとか、応援する力かと思っておりますのと、そして、対話する力、社会の側に働きかける力ということで、3つの力を考えております。

続きまして、お願いします。

「めざす地域づくり」です。誰もが、何がしかの縁に属している状態、一人一人の日々が「いいね！」を認め合って、許し合える、その私的な縁や緩やかなつながりを公的なものとして寛容に受け止められる地域社会、先ほどから言っております第四の縁を、みんなが寛容に受け止める地域社会をつくっていききたいと思っております。

次をお願いします。これが最後です。

私たち中井と竜王のほうで、去年度から地域共生社会というものは何か、重層的支援というのは何かということ、まずは行政の中で知っていただくために、新聞をつくってきました。月に1回、地域共生でこういう動きしているであるとか、重層とは、こういうものだというのを、裏面に見ていただきますと、物語調にフィクションで書いているものが、中井がつくっているのですけれども、つくってきました。

こんな感じで、議員さんにも発信しながら、私たち地域共生、ささやかではありますけれども、行政として市民、そして、上に働きかけているところです。

御清聴ありがとうございました。

○宮本座長 ありがとうございました。

ずっとおっしゃられた第四の縁、ある高名な社会学者は、これを選択縁と言っていることもありますし、私自身は必要縁と言っていたこともあります。必要なことを嫌々、渋々ではなくて、楽しく、場合によっては趣味と関心から始めてつくって縁なのだろうなど

思って聞いておりました。

それでは、これまでのプレゼンテーションを踏まえて、事務局のほうから御議論いただきたい点を説明いただけるでしょうか。

○南室長 資料2-3でございます。

本日御議論いただきたい事項といたしまして、今、御紹介ありました老健局、それから甲賀市さん、それぞれ住民主体の地域側の取組、それを踏まえまして、以下の点を御議論いただきたいということでございます。

1点目は、先行する地域包括ケアシステムにおける地域づくりの取組、本日御紹介のあった点であります。

その中で、地域づくりを進めていく上で重要と考えられる点。

それから、今回の地域共生社会の推進に向けた見直しにどう反映していくかという点について、御意見をいただければと思います。

また、2点目ですけれども、住民主体の興味関心から始まる地域づくりの取組から得られる、地域づくりを進めていく上での重要と考えられる点。

それから、まさに住民主体ということで分野を超えているということでしたけれども、福祉以外からのアプローチによる地域づくりとの連携・協働のための方策。

それから、甲賀市さんの人口構造等の御紹介もありましたけれども、深刻な人口減少地域で、担い手、専門職も減少していく中で、地域の実情に応じた包括的支援体制の整備を進めるための分野横断的で、柔軟な仕組みの必要性についてどう考えるかという点について御議論いただければと思います。

○火宮室長 続きますして、資料3になります。

本検討会議におきましては、成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実についても論点の1つとさせていただいており、成年後見制度利用促進専門家会議とも連携して検討していきたいと思っておりますので、毎回このように専門家会議が開催されるときは、まとめさせていただいているところでございます。

その中でも、この検討会議との関係で、総合的な権利擁護支援の充実関係の御意見と、また、権利擁護者の地域連携ネットワークづくり関係の御意見といったものをまとめております。

時間の関係もありますので、意見の詳細については、資料を御覧いただければと思っておりますけれども、例えば、権利擁護支援の充実関係であれば、モデル事業を展開するのであれば、社会福祉事業に位置づけるなど、スキームと予算が必要といった御意見や、地域連携ネットワークづくりの関係であれば、成年後見制度の見直しに合わせて、中核機関の機能がきちんと発揮されていくことが重要といったこと、地域連携ネットワークが社会福祉法における包括的な支援体制と一体的に連携していくことが重要といった御意見などもいただいているところでございます。

今後、また、議論を進めていくに当たりまして、御考慮いただければと思っております。
以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

それでは、これから、この論点について御意見をいただきたいと思いますが、もう、あと予定された時間まで5分ということです。9時になると、この会場に残ることは、かなり難しくなるし、また、文明社会の在り方としても、21時を超えて議論を続けるというのは、あまりよろしくないかもしれないということで、どうかその点に御配慮をいただければと思います。

まず、先ほど老健局のほうからもお名前が出ましたけれども、田中構成員から、残りの35分のうち7分使ってお話をいただいて、それを受けて議論を進めていきたいと思っております。

では、田中構成員、よろしくお願ひします。

○田中構成員 すみません、そうしたら参考意見ということで提出資料を出させていたでいるので、それを拝見いただけたらと思ひます。本日は、大変貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

私のほうからは、改めて社会福祉法第106条の3において、包括的な支援体制の整備を努力義務として任された主体である市町村の視点から、自治体における取組の現状等を踏まえて、包括的な支援体制の整備について、参考資料に基づき意見を述べたいと思ひます。

「1. 総論」としてということで、ページ1からページ2の中段辺りまで少し要約してお話をします。

重層的支援体制整備事業は、各自治体において既存の支援体制、地域資源の掘り起こしの状況、地域の現状を踏まえて、その枠組みを活用する必要があるか否か、また、活用する場合にはどのような戦略のもとで実施するかの検討を行った上で取り組まれるべきもので、人的資源、地域支援に制約がある小規模な町村においては、サービス提供や生活支援、地域活動の機能を1つの拠点に集約し、一体的に行うなど、重層的支援体制整備事業という形ではなく、包括的な支援体制を目指すことも考えられると思ひます。

また、重層的支援体制整備事業等という枠組みにとらわれず、これまで構築してきた地域包括ケアシステムを基に「にも包括」やこども、ひきこもり、生活困窮や孤独・孤立対策にまで幅を広げ、従来の取組の中から重なり合いを見出し、連携しながら、包括的な支援体制を整備している自治体もあります。

こうしたことから重層的支援体制整備事業を活用せず、包括的な支援体制の構築を進めている自治体の評価や、インセンティブ等についても議論をするときに来ているのではないかと考えます。

2つ目として、重層的支援体制整備事業の評価の在り方についてですが、2ページ中段より4ページの上段にかけて記載しているものですが、重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、実施計画を作成されるということになっており、PDCAサイクルを回しながら事業を実施することが求められていますが、事業目標、事業評価、見直しに関する事項に

については、事業開始時点において任意の記載事項とされています。

重層的支援体制整備事業に取り組む自治体では、実効性のある見直しが必要かと思いますので、国においては、各自治体の見直し状況や方法等を調査、把握し、情報提供することが必要かと考えます。

包括的支援の概念、体制が地域に定着することで、重層的支援体制整備事業の事業として切り出す必要性が減じていくことは理想的で、回数や数が多いとよいという評価軸のみで、機械的に評価することが難しい場合が生じてくると考えますので、定性的な評価も加え、評価の在り方を検討する必要があるかと考えます。

3点目です。重層的支援体制整備事業における多機関協働について、ページ4の8行目から5ページ9行目にかけて記載をしておりますが、運営のハブとなる役割を自治体の重層的支援体制整備事業の担当課職員が担う場合と、社会福祉協議会等の外部に委託する場合がありますが、いずれの方法で行う場合にも、当該推進員には、分野を超えた幅広い課題を取り扱うための関係各者との調整能力や、ファシリテーション能力、そして、総合的な人間力が求められます。

このため、適材適所での人員配置が肝要であり、外部に委託する場合においても、受託者との連携、バックアップをはじめとした主体的な関わりをし続けなければならないことにも留意する必要があると思えます。

また、多機関協働の機能については、一定程度体制が整い、定着していくにつれて、果たすべき役割が小さくなっていくことも想定されますので、会議の開催数にとらわれることなく、状況に応じて開催頻度の減少等も選択肢の1つかと考えます。

4つ目に、重層的支援体制整備事業における参加支援について、5ページ中段から6ページ中段になりますが、参加支援の実態が、既存事業の予算のつけ替えにとどまっている自治体もあると聞いており、改めて何をもって参加支援なのか、どういったアウトカムを求めているのかを関係者で議論し、共有することが大切かと考えます。

特に商工観光関係及び福祉関係者が連携し、地域の基幹産業の人手不足と参加支援を掛け合わせて相乗効果を生み出している事例も多々あり、個人の課題と地域の課題の両方の視点で取り組む工夫を促進していくことが重要かと思えます。

これまでも重層的支援体制整備事業と、他分野との連携通知が各種発出されているところ、福祉、労働、地方創生、産業活性化等、様々な観点での国の省庁間での連携・啓発を引き続き実施していただきたいと思えます。

また、行政内外の多様な主体の関わりが不可欠であるところ、自治体には各種法令・制度に基づく協議会やプラットフォームが既に多数設置されている中で、既存の協議体を活用して参加支援事業を実施することは1つの手段として考えられます。

例えば、本市を含めて、孤独・孤立対策推進法に基づく地域協議会と参加支援事業との連携を構想している例もあるところ、地域資源の差などから、そのままの形で展開することは難しい面もあるかと思えますが、そのような事例を収集し、効果的・効率的な運営の

方法を国として、ぜひ横展開いただきたいと思います。

5番目に、庁内連携について、ページ6中段から7ページの上段にかけてですが、庁内に各分野で把握直面している地域課題を共有する場を設け、その上で、課題感の重なり合いや協働して取り組むべき事業を議論することが重要と考えます。

厚生労働省老健局が実施している「地域づくり加速化事業」において多数の市町村を支援してきた経験上、庁内外の連携や対話が十分でないために適切な課題分析や実態把握、事業実施ができておらず、担当者に思いがあってもアクションができていないというケースが多いという現場を見てまいりました。

そのような場合、外部から支援者が入り、課題整理や規範的統合を図ることで事業の方向性や実施体制を整えることが効果的だと思います。包括的な支援体制の整備においても、課題を感じている自治体に伴走支援する仕組みを、ぜひ国において検討いただきたいと思っています。

最後に「都道府県の市町村への支援について」ということで、ページ7になりますが、現在、各都道府県において、都道府県地域福祉計画等に基づき、研修会の開催や個別市町村への助言・情報提供など、様々なサポートがなされています。

加えて、各自治体で部局間及び地域の関係者との意思疎通が図られているかにも着目し、包括的な支援体制の整備に向けた方向性を地域で共有することができていない場合や、具体的な取組に結びついていない場合に、市町村に寄り添った支援がとても大事だと思います。

また、介護保険制度における、先ほど吉田課長が御説明されておられましたが、生活支援体制整備事業でも、民間企業等の地域の主体と市町村や生活支援コーディネーター等との接続を促進するために国や都道府県単位のプラットフォームの構築を進めています。これと同様、地域特性に応じた多様な取組を協働して創出していくために、重層的支援体制整備事業等の担当者同士及び地域資源をつなぐ場を都道府県が構築し、包括的な支援体制整備のコミュニティーを拡大していくような支援もあればと考えます。

以上です。よろしく申し上げます。

○宮本座長 田中構成員、ありがとうございました。

重層事業は、やはりあくまで手段なのだという事、目的と何か勘違いしてはいけない。逆に言えば、手段性を徹底していかなければいけないということではないかなと思います。

それでは、議論を続けていきたいと思っています。

まず、対面で参加されている皆様から、いかがでしょうか。

では、原田構成員、お願いします。

○原田構成員 日本福祉大学の原田です。

いろいろ質問したいこともあるのですが、時間の関係でコメントだけにさせていただきます。

老健局から御報告いただいた、地域包括ケアシステムを普遍化するという考え方が示さ

れて、今日のところもその文脈の中で捉えていいのかと思うのですけれども、例えば、15ページの住民参画・官民連携推進事業、こういうことを生活支援コーディネーターが地域でタウンミーティングやもろもろの事業をしていくときに、そこに、例えば障害のことやこどものことも含まれてくると、そういう理解をしてよろしいかどうか、普遍化の範囲みたいなものがどのようになっているのかというところが、とても重要なことになると考えています。

もう一つは、7ページのところです。地域共生社会の在り方として我々が議論しなければいけないことだと思うのですけれども、有償ボランティアの捉え方というのが非常に気になるところです。

7ページにあります、ボランティア活動に対する奨励金みたいなものを出していくとあります。介護保険の中で有償ボランティアというのが出てくるので、ボランティア活動をしている人たち自身が揺らいでしまっているのです。

そういう意味では、ボランティアに対して、報奨金を出すということ自体の議論、つまりボランティアはマンパワーでも、あるいは社会資源でもないわけですし、いわんやボランティアを動員するとか、社会資源をつくるために活用するという視点から考えるのではいけないと思うのです。

ただし、お金を出してはいけないということではなくて、コミュニティーサービスとしてしっかり位置づけていく。例えば社会福祉協議会は、従前から住民参加型福祉サービスとして、契約によるサービスとして低額なやり取りというのは認めてきているわけです。住民主体によるボランティアという部分、先ほど甲賀市で御報告いただいた、住民主体で地域づくりをやっていくことはとても重要です。それゆえにボランティアとは何かを丁寧に議論しないと、かえって現場を混乱させてしまうのではないかと考えております。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

老健局も含めて議論を深めていきたいところですが、ここはぐっとこらえたいと思います。

永田構成員、お願いします。

○永田構成員 御報告ありがとうございます。

私からは、甲賀市さんの報告を踏まえて、地域づくりを進める上で重要な観点について意見を申し上げたいと思います。

たまたまこの間「e-こうか」のような、幾つかのプラットフォーム的な取組に参加させていただく機会がありましたが、例えば、そうした場で、役職などにとらわれず、多様な人が参加して、出入りも自由で、参加者がお互いの活動について話し合ったりする中で、自然と出会いが生まれたりとか、また、いろいろ聞いていると、スピノフ的につながりが生まれていくといった事例をお聞きしています。

また、ほかにもドクターが急にワインの会をしている話をされたり、MSWが個人的に保護

ネコ活動をしている話をされたりとか、興味・関心から始まっているような発言が、実は、いつの間にやら地域づくりにつながっていたという経験も実際にあります。

ただ、担当者的には、そういういい感触が得られていても、そういった、いわゆる余白や、緩さのようなものを政策的に評価していくことが非常に難しいという悩みを抱えていらっしゃるのではないかなと思います。

つながって生まれた取組の数などを数えていくという方法はあると思いますが、それは予測ができなかったりとか、偶然性があるというところに醍醐味があったりしますので、そういった種まきの期間みたいなものをどう評価していくのか、先ほど評価のお話がありましたが、地域づくりに関しては、そういった観点が必要になってくるのではないかなと思っています。

また、興味や関心でつながっていくという地域づくりという観点でいうと、個別支援という専門職の都合で、関係性の構築よりも、どう活用できるかという点を急ぎ過ぎてしまうと、うまく協働できなくなってしまうという面がある一方で、ただ、ワインやネコの話だけをしていてもしょうがないので、そこをどう結びつけていくのかというのが重要になってきます。甲賀市さんの言うように、分かち合うというコーディネート機能というのをどうつくっていくかというのが重要になると考えています。

このコーディネーターとして、老健局さんから御報告のあった生活支援コーディネーターが、非常に重要な役割が期待されていると思いますが、今回の御報告にもあったように、附随的な活動と判断する場合には、補助等ができるということになったというのは、非常に重要な変化ではないかなと思っています。

ただし、これは、以前の阪南市さんの報告の際にも議論になった点ですが、生活支援コーディネーターを全世代化していく際に、このコーディネーター的な役割については、モデル事業の地域力強化推進事業のときのような追加的な予算措置というのが必要なのではないかなという点は、再度申し上げておきたいと思います。

また、これは別な回でも申し上げましたが、田中構成員もお話しされていた、多機関協働事業については、個別支援のみの多機関の整理をしていくという立てつけになっているところですが、地域づくりを含めた多様な主体との協働の中核の機能とすることで、より重層の中核的な役割を明確にすることも可能なのではないかなということも、改めて指摘をしておきたいと思います。

私からの意見は以上になります。

○宮本座長 ありがとうございます。

勝部構成員、お願いします。

○勝部構成員 今回、甲賀の取組、とても面白くて、弱い者と、何か得意なこととかの掛け算というか、分かち合いということ、とても共感をしながら聞かせていただきました。

ただ、私も生活支援コーディネーターの1層目の役割を担っているのですが、住民主体Bは、私たちのところはどんどん進んでいくのです。どんどん進んでいくと、予算を最初

に取っていないから、途中でみんなが頑張っとうとしたり、それは、今回は出せませんと言われてたりとかということがあって、地域づくりというのは、先ほど中井参考人もおっしゃっていましたが、想定外に盛り上がって生まれていくから楽しかったり、そこに醍醐味があったり、みんなでこれはいいねと思って進んでいくから、楽しいということがあって、何回以上、何人以上の人を入れなさいとか、お茶を飲んではいけませんとか、あめを買っては駄目ですとか、こんなことばかり言われていると、もうやる気がなくなるといのが、創意工夫があるから住民力なのですけれども、創意工夫のところを制度で抑えるというやり方をしている限りは、これは高齢者分野だけでなく、重層も含めて地域づくりなど、できないような気がします。やはり、みんな自分たちが主体的に関わって行って、面白いことをやっていると思うところに、楽しさと仲間の広がりがあると思うので、そこを本当に評価できるのかというのが、とても大きな疑問ではあります。

そうしたとしても、生活支援体制整備事業というのは、これまでの制度の中で初めて住民主体のものを生み出してこうということに自治体が挑戦したことで、ほかの分野に比べると、まだ、先行しながらいろいろと事業ができてきている中身ではないかなと思っています。そこを前回で言えば、阪南市が共生型の生活支援コーディネーターという言葉も言っていましたが、例えば、高齢者が高齢者を支えることしかお金をつけませんという、もう限界集落みたいなどころでは、もうどうにもならないという話になるのだけれども、そこには、例えば、若者で社会参加することが難しい生活困窮者自立支援法で抱えているような方々は、何をしたいか分からないとか、社会で役立ちたいと思っているということもあるわけで、こういうところが重層的にもう少し支えるやり方によっていくと、実は高齢者も高齢者とお茶を飲みたくなくて子どもと一緒にしゃべりたいかもしれない。そうすると、プログラムが別のもので、それは子どもの分野でない駄目で、高齢者が子どもたちと一緒にしゃべったり、居場所に一緒にいてあげることが、役割になるということを考えていくと思って、誰を主語に変えるかということで、ずっといろいろ地域づくりを考えていくと、全ての人に居場所役割がつくられていくことが、実は切り口が変わっているけれども、みんな同じこと言っているのではないのですかというのが重層のイメージです。

ぜひ、そこが評価できるような甲賀のような自治体職員をしっかりと広げていかないと、これは何回だから駄目ですとか、これは何人だからどうですみたいなことの評価で、結構地元の生活支援コーディネーターは苦しんでいると思います。ぜひ、共生型で地域づくりができる人たちをつくっていくためには、自治体そのものが、地域づくりをもっと面白がっていただきたいし、御自身たちも地域の一員なので、面白がって地域に関われるような、そういう土壌をつくっていきたいなと思っています。

うちは、今、外国人の支援などでは、市の職員さんたちもフットサルの試合にいっぱい出てくれたりとか、そういうことで、住民と一緒に会うことで、また新たな課題に気づくみたいなこともあるので、そういう仕掛けもきっと必要なのではないかなと思いま

す。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

田中構成員。

○田中構成員 すみません、今の勝部構成員の話の中で、総合事業と重層の事業は、すごく親和性があると私は考えていて、例えば、多様なサービスで基準を緩和したサービスというのがあるのですけれども、今はそう言わないか、サービス活動Aとかという分類の事業があるのですけれども、例えば、軽度の認知症の人たちが集まるようなデイサービスで、そこにひきこもりの方たちがお手伝いに来られたりとか、あるいは障害のサービスで区分認定をもらった精神障害の方が、そこで担い手になって短時間就労をされたりとか、そういったことも全然可能なので、すごく総合事業がそのように自由で、重層ともすごく親和性があるということ、実はあまり浸透していないような気がしていて、今回の地域支援事業の実施要綱の改正が、まさにそういったところを伝えているので、ぜひこれをうまく活用しながら地域づくりを進めていけたらいいなと感じているということです。

○宮本座長 ありがとうございます。

オンラインの皆さん、いかがでしょうか。先ほど、私が大分牽制し過ぎたかもしれませんが、もしあれば、上山構成員、お願いします。

○上山構成員 1点だけ老健に質問なのですけれども、厚生労働省がこれまで取り組んできた地域包括ケアシステムの構築という構想の中に、意思決定支援という考え方あるいは理念というものが、今後の議論の中あるいは政策事業展開の中に反映していくものと考えていらっしゃるのか、この意思決定支援というのは、この領域とは別物の話として捉えていらっしゃるのか、その1点だけ教えていただければと思います。

○宮本座長 いかがでしょうか、吉田課長。

○吉田課長 ありがとうございます。

すみません、今日は、地域づくりという文脈の中で、私のほうから総合事業と、それから2本目の柱である生活支援体制整備事業に絞って御説明をさせていただきましたけれども、御案内かと思えますけれども、総合事業も生活支援体制整備事業も大きな柱組みといたしましては、介護保険制度に基づく地域支援事業というものの中で進めている2本柱でございます。

地域支援事業の中には、まさに高齢者の方々の意思決定支援、それから権利擁護というものも大きな柱として位置づけているところであります。介護保険制度の中で、地域支援事業というのは非常に大きな柱の1つでありまして、本日御説明したこの2本柱だけで地域包括ケアのシステムが成り立つと我々は考えているわけでもございませんので、地域支援事業の中の権利擁護、それから意思決定支援というのも、当然我々は認識しながら、そこも含めて、地域づくりというもの、それから地域共生社会の実現というものを進めていくことが大事だと、それは、我々はよく認識しながら進めているところでございます。

○上山構成員 ありがとうございます。

○宮本座長 それでは、中野構成員、お願いします。

○中野構成員 中野です。

私は、地域包括支援センターの方と、一緒に仕事をするところがあるのですが、高齢者の虐待対応や成年後見の権利擁護など、地域で果たす役割が大きいことを感じております。

また、包括から受けた相談を思い返すと、生活支援のためにどのような選択肢があるかという、まさに包括的な支援での視点での権利擁護についての相談が多いように思います。

その中で、様々な権利擁護のメニューを本人の希望を酌みながら、ともに考えていくということになります。

高齢者が安心して自分の希望に合った生活を継続するためには、「このサービスや制度があればよい」というものではありませんので、総合的な取組が必要であることは、私も実感するところです。

総合事業については、その地域に合った事業が行われる利点があって、そういった活用がなされることを非常に期待したいところなのですが、反面、自治体による格差が生じないかなということは気になるところです。

私の所属しているリーガルサポートは全国組織で、各支部から様々な話を聞く機会があるのですが、やはり地域の差というのがあって、それが地域の暮らしやすさの差につながってしまうこともあると感じます。

多様な総合事業が進むことと併せて、地域差が生じないような下支えも必要なのではないかと思います。

また、第18回成年後見制度利用促進専門家会議の意見要旨の御報告が先ほどございましたが、地域包括ケアシステムと成年後見利用促進基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワークは、その構成員や仕組みに重なる部分もあると思います。

その点を整理しつつ、総合的な窓口設置など、相互が連携して相乗効果になるようなことも必要なのではないかと感じました。

あと、高齢者の社会参加に関連してなのですが、私が、任意後見を受任している人たちと、発効前については定期的に見守り、面会しお話を伺うのですが、様々な活動を楽しんでおられるようです。また、あわせて、何かあったときに頼める人なので安心ですということも言われます。

高齢者が積極的に活動するためには、安心感を持てる制度につながっているということが大切だと思います。また、そのような方も5年、10年と経つ中で、判断能力が低下して、任意後見を発効するということが最近特にございますので、それは実感するところです。

また、個別の相談というのは、相談が終わると、そこで一区切りになってしまうということがありまして、既に意見が出ているところなのですが、課題解決のためだけではない緩やかなつながりが必要だということも感じます。

例えば、精神障害者の家族の方から、ともに活動されている方の様子に変化があるので、心配なので一緒に話をしに来てほしいという相談を受けることがありまして、そういった方たちというのは、活動を通じてお互いの家族を知って支え合っておられ、そのようなときに必要な制度がつながりやすくなっていると、そのような効果もあるのかなと感じるところでございます。

限られている時間で申し訳なかったのですがけれども、実感と感想めいたお話ということで、私の意見は以上でございます。

○宮本座長 中野構成員、ありがとうございました。

それでは、そろそろ議論をまとめていきたいと思うのですがけれども、菊池座長代理のほうから、最後いかがでしょうか。

○菊池座長代理 昨日、障害者部会が1時間20分押しで大変つらい思いをしたので、座長の御心情を察しまして、私は、今日は書いてきたものを後で事務局に渡すので、ただ1つだけお伝えしますと、先ほど田中構成員から孤独・孤立の会議の件に触れていただいたのですがけれども、地域づくりは社会福祉の枠組みだけではないということで、やはり内閣府で全ての関連施策を所管している孤独・孤立対策と、こちらの施策はかなり重なっているのですね。

現実には、プラットフォームの整備推進参加自治体、まさに生駒市さんはじめ、宇和島、豊田、北九州とか、まさに先進、先進と言ったら大変失礼ですね、重層もしっかりやっておられるようなところばかりなのなのですが、ただ、先週孤独・孤立対策に関する有識者会議があって、宮本座長、原田構成員も委員であられるのですが、宮本座長からは重層事業と孤独・孤立対策の深い連携の必要性のペーパーが出されましたし、原田構成員からは、地域づくりの重要性、包括的な支援体制の有効性、重層事業の強化という、こちらで議論しているのをそのまま向こうでも議論しているという状況ですので、自治体として重層事業と孤独・孤立対策に取り組む前に戸惑うことがないようにという意味でも、もっと所管課レベルで施策として連携していただきたいと、私は、向こうのほうもやっているので、ぜひお願いしておきたいと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございました。

私からも一言だけ申し上げると、今日、老健局に来ていただいて、非常に充実した議論ができた。

ただ、地域共生社会をつくっていくのに、社援局のこの会議が老健局をインバイトしてしゃべってもらおうというのも何か不思議なところがあって、やはり、先ほど田中構成員からお話がありましたけれども、総合事業と重層事業は同じことではないかと。そうすると、何かフランス語とドイツ語と、孤独・孤立も入れるとスペイン語で、同じ歌を歌っているのですね。

それで、もう少し同じ言葉で歌わないといけないのではないかと、そのように思わざるを

得ません。協議体というのは、やはり老健局の言葉で、地域づくり支援というと、社援局の言葉で、孤独・孤立では、それを地域協議会という言い方をされていて、菊池座長代理などは全部出ているみたいな感じになって、3か国語で歌っていらっしゃるみたいな感じになってしまっているわけですね。

これは、ぜひ、もう今はエスペラント語というのは言わないかもしれませんが、せめて厚労省の中で共通の言葉にしていかないと、居住とか、医療はもちろんですけども、まちづくりだとか、その他の分野に打って出られるはずがないのではないかとも思ったりします。

他方で、今日、奥田構成員のほうから、もう支援というのはやめようやという話もありましたし、勝部構成員からは、地域づくりは楽しんで何ぼなのに、そんなフレームを押しつけたら、できることもできないよという話があって、個人的に大賛成なのですが、そういう言い方をすれば、伴走型とかと言われても、若い人たちには、何でおっさん、ついて来るのという感じで、あまりウェルカムではないのではないかなと思うのですね。それは、もう痛いほど分かるのですけれども、しかし、やはり予算をつけなくてはいけないとか、評価をされなくてはいけないと言ったときに、では、支援、伴走、地域づくりでもなくて、どういう言葉にしていけばいいのか、なかなか思い浮かばないというところもあったりして、支援とか伴走とか地域づくりとかは、かつて、上から目線で言っていた時代の中身ではないのだよということをしっかり共有しつつも、やはり、このように議論を深めているところばかりではありませんし、やはりきちんと分かりやすく説明する、何をしようとしているのかということの説明するためにも、そこでも言葉を、ある種豊かにしていかななくてはいけないのかなということ、今日は痛感した次第です。

あと、SNS、ネットワーク、接点をかちっと固めると非常に使えるよというのも、今日のお話の中で勉強させていただいたところでした。

9時まで、あと3分というところで、辛うじて終了に持ってくることができました。皆様、どうも今日は御協力ありがとうございました。ゆっくりお休みください。

○武田室長補佐 座長、すみません。事務局から最後に御連絡だけ、恐縮です。

○宮本座長 みんな帰ってしまうところでした。ゆっくり話してください。

○武田室長補佐 申し訳ありません。

本当にありがとうございます。次回につきましては、これまでたくさん御意見を頂戴いたしております。いただいた御意見等を踏まえて、論点整理をさせていただきたいと考えております。

次回の日程につきましては、3月を予定しておりますので、正式な開催通知につきましては、また、御案内をさせていただきます。

すみません、ありがとうございました。よろしく願いいたします。